

# イスラーム経済論

第2巻

ムハンマド・バーキルツ＝サドル

黒田 壽郎 訳

昭和58—59年度科学研究費補助金（一般研究A） 研究課題番号 58400009

研究成果報告書 第3分冊

国際大学

中東地域研究科

本冊子は、昭和58—59年度文部省科学研究費補助金による一般研究 (A) として行なわれた「現代イスラーム政治・経済思想の総合的研究——原典研究を中心として——」の成果の一部を報告するために作成された報告書の第3分冊であり、昭和59年度文部省科学研究費補助金の一部を用いて作成された。

記

昭和58—59年度文部省科学研究費補助金一般研究 (A)

研究成果報告書 (第3分冊)

課題番号 58400009

研究課題 現代イスラーム政治・経済思想の総合的研究  
——原典研究を中心として——

研究代表者 黒田壽郎 (国際大学教授)

研究分担者 松本耿郎 (国際大学助教授)

イスラーム経済論

第 2 卷

## 目 次

はじめに	.....	v
第 3 章	生産に後続するものの配分の理論	1
I	生産の諸要素にたいする配分の理論的基礎	3
II	イスラーム的理論とマルクス主義の差異の諸側面	18
III	生産の物質的基本要素にたいする報償支払いの一般的規則	32
第 4 章	生産の理論	69
I	イスラーム思想と生産との関係	71
II	生産の促進	72
III	生産と配分との関係	98
IV	生産と流通との関係	102

## はじめに

本冊子は昭和58年度文部省科学研究費助成の対象となった、「現代イスラーム政治・経済思想の総合的研究（原典研究を中心として）」の一部である。

周知のようにイスラーム、あるいはイスラーム世界研究の必要は現在とみに増大しつつあるが、種々の障害因のために主題にたいして内側からアプローチする研究は世界的な規模できわめて少ない。基礎研究の欠落は、端的に政治情勢の判断の不確かさにまでつながるものであるが、今後は原典を中心とする研究を積極的にすすめ、真の対象理解の基盤づくりを学問的に行なうことが肝要であると思われる。

研究成果は、一応以下のようなタイトルの4分冊に分けて発表されている。

1. イラン・イスラーム革命思想論選集
2. イスラーム経済論 <第1巻>
3. イスラーム経済論 <第2巻>
4. 「イスラーム経済論」をめぐって

第3分冊にあたる本冊子は、イスラーム経済に関する古典的名著といわれるムハンマド・バーキルッ＝サドル著「イスラーム経済論」 Muḥammad Bāqir-ṣ-Ṣadr : 'Iqtisādna, Dār-t-Ta'āruḥ li-l-Matbū'āt, 1980. の一部の、アラビア語原典よりの翻訳である。編訳にあたっては第13版を使用した。800頁に及ぶ本書の全訳の公刊は予算上不可能であった。したがってこれに先行する第2分冊と併読されれば主題のおよその輪廓が明らかになるよう構成した。

イスラーム経済はイスラームという全体の一部であり、そのような論じ方がなされぬかぎり、その真のインパクトは決して理解されない。本冊子はイスラームの経済思想ばかりでなく、その統合性を理解するためにも重要であろう。近い将来に全訳を公刊するつもりであるが、さしあたりこのようなかたちで御高覧を願う次第である。

## 第 3 章

### 生産に後続するものの配分の理論

# I 生産の諸要素にたいする配分の理論的基礎<sup>(1)</sup>

## <上部構造>

1. アル＝ムハッキク・アル＝ヒッリーは『イスラームの諸法』の書の委託権に関する章で次のように述べている。— 樹木の伐採やそれに類する自然を対象とした労働においては、委託権の設定は認められない。したがって例えばある人間が、他の個人を代理人として森の樹木を伐採するよう依託したとすれば、この委託権は無効であり、依託者は実際に労働した者が集めた材木を所有することはできない。なぜなら樹木の伐採やその他の自然を対象とする労働は、樹木の伐採や牧草刈りといった行為において、自ら労働して直接に労力を費すことのなかった個人に利権、または私的所有権を与えることはないからである。アル＝ムハッキクの表現によれば、立法者はこれらの労働が実際にそれに携わった者の直接的行為であるとしている。

原文は次のとおりである。「委託権に含まれないものについて言えば、それらは立法者の意図によって有責任者の直接的行為であることを条件とするものである。清めや……生きている限り義務であり続ける礼拝や断食、(断食月の終りの) お籠り、実行能力ある者の義務としての巡礼、誓い、自ら課した義務、不法使用、快樂が含まれているがゆえの(複数の)妻たちの間の平等の扱い、不法な離婚状態の実施、姦通の断定的嫌疑、再婚前の待婚期間の終了、犯罪、任意の取得、樹木の伐採、牧草刈りのように(本人の直接的行為でなければならぬものは委託できない)。<sup>(2)</sup>」

2. アル＝アッラーマ・アル＝ヒッリーの『法学者たちの記録』の書の委託権の項には次のようにある。— 漁業、樹木の伐採、牧草刈り、荒地の開

墾、灌漑やこれに類する許された行為において委託権を設定することの有効性については、さまざまな問題がある。学者たちは、その有効性の不在を、<sup>(3)</sup> シャーフィー派の幾人かの学者たちの説に帰している。

3. 『諸規定の原則』に、次のようにある。— 任意の取得、漁業、牧草刈り、樹木の伐採といった許される行為においては、所有権の確立をともなう委託権の設定について、説が分かれる。<sup>(4)</sup>

4. この点については、『解放の書』、『導きの書』、『明解の書』その他の法学書において同じ意見が述べられている。<sup>(5)</sup>

5. また、異説や問題性の指摘にとどまらない法学書もある。それらは、『法学集成』のように、委託権の不許可を明言して、『イスラームの諸法』と意見の一致を見ている。同様に『秘奥の書』も、漁業については不許可を述べ、『包括の書』もいくつかの写本において、アッ=シャイフ・アッ=トゥーシーの意見として、開墾における委託権の禁止を伝えている。また彼の意見として、樹木の伐採と牧草刈りにおける委託権設定の禁止も伝えられている。<sup>(6)</sup>

そしてアブー・ハニーファは、牧草刈りのような許された行為において、共同事業によって利益を得ることは認められないと証明する過程で、共同事業は委託権を必要とするが、これらの行為においては採取者が所有者となるので委託権は認められないと述べている。<sup>(7)</sup>

6. アル=アッラーマ・アル=ヒッリーは委託権と雇用とを結びつけて、これらの行為においては委託が行なわれてもなんの収益も認められず、雇用も同様のものである、そして代理人が樹木の伐採、漁業、荒地の開墾によって獲得したものを委託者が所有できないと同様に、雇用者は、被雇用者が自然を対象に労働して得たものを所有することはないと述べている。<sup>(8)</sup> 『法学者たちの記録』の書における原文は以下のごとくである。— 「これらにおいて委託が許されていると見るならば、雇用もまた許される。したがって他人を雇用して樹木を伐採させたり、畑に灌漑させたり、荒地を開墾させると

すれば、それは許容され、（結果として）生み出されたものは雇用者の所有に帰す。一方われわれが委託が許されないとするならば、雇用も許されず、上記の行為（の結果）は被雇用者に帰属する。<sup>(9)</sup>」

またアル＝ムハッキク・アル＝イスファハーニーも、『雇用の書』において、雇用の制度は、被雇用者が自然を対象とする労働によって獲得したものにたいして、雇用者、すなわち賃金の支払い主に所有権を認めるものではなく、被雇用者が自らのために得たものはその所有となり、雇用者にはなにも与えられないと断言している。<sup>(10)</sup>

第二の殉教者もこれと同意見であり、『諸方法論』の書において、次のように述べている。—「この問題において最後に残された点は、二説の一方に従って、雇用〔樹木の伐採、牧草刈り、または漁業における雇用〕が認められるとした場合であるが、これは、被雇用者に所有は雇用者に帰すという意図があった場合にそうなるというものであって、被雇用者が自分で所有する意図がある場合には、条件を満たせばそう（被雇用者の所有に）なるとすべての説が主張しており、その期間中、雇用者にそれらを用益に付す権利がある事実も、所有権そのものを否定するものではない。<sup>(11)</sup>」

7. アル＝アッラーマ・アル＝ヒッリーは、『諸規定の原則』において、次のように述べている。—「ある男が、自分と自分以外の者の共有物にしようという意図を持って、網を打ち、樹木を伐採し、あるいは牧草を刈り、灌漑を行なったとしても、その意図はなんらの影響力も持たず、すべてはその者の所有となる。<sup>(12)</sup>」

8. また、『奇蹟の鍵』の書に、次のようにある。—「アッ＝シャイフ・アッ＝トゥーシー、アル＝ムハッキク、アル＝アッラーマのいずれも、律法上の規定では、ある個人が、自分と自分以外の者の共有に帰すとの意図を持って自然の富を得たとしても、すべては彼自身の所有となるとしている。<sup>(13)</sup>」

9. アル＝アッラーマ（・アル＝ヒッリー）の『諸規定の原則』に、次のようにある。—「ある個人が漁師に一定分（の受取りを前提）で網を貸与

したとしても、漁獲物は漁師のものであり、漁師は網の対価としての借料を支払わねばならない。<sup>(14)</sup>このことは、他のいくつかの法学書、たとえば『包括の書』、『概述の書』、『法学集成』、『イスラームの諸法』に確言されている。<sup>(15)</sup>

10. アル＝ムハッキク・アル＝ヒッリーは『イスラームの諸法』の中で、次のように述べている。—「不法に手に入れた道具で漁をすることは禁じられているが、漁獲物は禁じられたものではなく、それは道具の所有者ではなく漁師の所有するところとなり、漁師は道具に相応しい借料を支払わねばならない。<sup>(16)</sup>」

アル＝ムハッキク・アン＝ナジャフィーは、漁獲物の所有権は道具の所有者ではなく漁師にあるという規定の注釈として、『言説の真髓』で次のように述べている。—「なぜならよしんば道具の使用が禁じられたものであるとしても、漁獲物は許されたものに属し、その使用者によって行なわれた直接的行為によって所有される許されたものなのだから。そしてこの漁師は、他の不法使用物の場合と同様に、相応の借料を支払わなければならない。のみならず仮にそれで漁を行なわなかった場合にも、道具の保持期間中の用益権にたいする代償を支払わなければならない。<sup>(17)</sup>」

ハナフィー派の法学者アッ＝サラフシーの『細則包括の書』にも、同様のことが述べられている。—「もしある者が他の者に、それをういて漁をし、獲れたものは両者の間で分割するという了解のもとで網を貸与した場合ですら、よしんば大漁であったとしても、漁獲物はすべて漁を実際に行なった者の所有となる。なぜならばそれを得るべき者は道具ではなく、（魚を）獲った者であり、それゆえに獲物は彼のものとなるのである。彼は漁にあたり、道具の所有者に借料を支払う条件で他人の道具を使用している。道具の所有者は受動的（自ら働かない）であり、彼には道具に相応しい借料を漁師から受ける権利がある。<sup>(18)</sup>」これが意味するところは、道具にたいしては、収獲物からの一定配分はないということである。

1 1. アッ=シャイフ・アッ=トゥーシーは、『包括の書』の共同事業の項で、こう述べている。—「ある者がもう一人の者に、自分のために漁をするよう命じ、命じられた者が自分のためではなく、命じた者のために働くという意図をもって漁をした場合、漁獲物は誰の所有に帰すであろうか。これに関しては次のような説がある。—これは、使用が許されている水を、水汲み人がそれを他と共有しようという意図をもって汲んだ場合と同じである。実際水は他人ではなく水を汲んだ者のものとなる。そうであるとすれば漁師が独力で得た獲物は、漁を命じた者ではなく漁師の所有に帰す。ただしこれには次のような説もある。—漁獲物は命じた者の所有に帰するが、それは漁師がそのような意図で漁を行なったからであり、その意図が尊重されるのである。ただし(2つの説のうち)前者がより正しい。<sup>(19)</sup>」

1 2. アル=ムハッキク・アル=ヒッリーは『イスラームの諸法』において、こう述べている。—例えばある者が水汲み人に乗用の家畜を貸与し、もう一人が水がめを貸与して、実際上の共業が成立したが共同事業の契約が結ばれていなかった場合、得られたものは水汲み人の所有に帰し、彼は家畜と水がめに相応の借料を支払わなければならない。<sup>(20)</sup> アル=アッラーマ・アル=ヒッリーは、同じ見解を『諸規定の原則』においても述べている。<sup>(21)</sup>

この問題はイブン・クダーマの『ムグニー』の書にも現われ、また、アル=カーディーとアッ=シャーフィイーの見解として、上記と同じ規定、すなわち得られたものは水汲み人の所有となるが、彼は道具の借料を支払わなければならない、ということが伝えられている。<sup>(22)</sup>

また上述の規定を明言したのちに、アッ=シャイフ・アッ=トゥーシーは、それに対立する説として、利益を家畜と水がめの所有者と水汲み人の間で三分割するとする見解に、否定的に言及している。<sup>(23)</sup>

これが意味するところは、水汲み人が使用した生産のための道具には、生産活動の成果からのいかなる利益配分もなく、その対価である借料が労働した者から支払われるということである。

注

(1) 生産に先行するものの配分の理論において、われわれは個人が天然資源の中に得る権利を、その配分の現われの一つとして規定しようとした。そしてこれらの権利が労働の結果である場合には、その労働が自然的富に果たす役割が検討された。その意味では、労働によって開発される自然的富は、生産後の富に吸収され、したがって二つの研究、つまり生産に先行するものの配分の研究および生産物配分の研究は、部分的に交錯する。この交錯ゆえに、二つの分野の配分について概念規定をするさいに、明確さが保たなければならない。

(2) アル＝ムハッキク・ナジュムッ＝ディーン・ジャアファル・イブン・アル＝ハサン『イスラームの諸法』 新版 第2巻 195ページ

(3) アル＝アッラーマ・アル＝ヒッリー・アル＝ハサン・イブン・ユースフ・アル＝ムタッハル 『法学者たちの記録』 石版 第2巻 委託権の章 第4節 第2項 第5問

(4) アル＝アッラーマ・アル＝ヒッリー 『諸規定の原則』 第6章委託権 委託権の関連事項第4項

(5)(6) アッ＝サイイド・ジャワード・アル＝アーミリー 『偉業の鍵』 第7巻 559ページ参照

(7) イブン・クダーマ 『ムグニー』 第5巻 5ページ参照

(8) アル＝アッラーマ・アル＝ヒッリー 『法学者たちの記録』 前出箇所

(9) アッ＝シャイフ・ムハンマド・フサイン・アル＝イスファハーニー 『雇用の書』 120～122ページ

(10) 『諸方法論』 石版 第2巻 共同事業の章 第3節補遺

(11) 付録14を見よ。

- (12) アル=アッラーマ・アル=ヒッリー 『諸規定の原則』 第6章委託権 委託権の関連事項第4項
- (13) 第7巻420ページ
- (14) アル=アッラーマ・アル=ハサン・イブン・ユースフ・アル=ヒッリー 『諸規定の原則』 第5章貸借 第3節
- (15) アル=アーミリー 『偉業の鍵』 第7巻441ページ参照
- (16) アル=ムハッキク・アル=ヒッリー 『イスラームの諸法』 第3巻203ページ
- (17) アル=ファキーフ・アル=ムハッキク・ムハンマド・ハサン・アン=ナジャフィー 『言説の真髓——イスラームの諸法註解』 石版 第6巻 漁業の章補遺
- (18) アッ=サラフシー 『細則包括の書』 第22巻35ページ
- (19) アッ=シャイフ・アッ=トゥッシー 『イマーム派法学包括の書』 第2巻346ページ
- (20) アル=ムハッキク・ジャアファル・イブン・アル=ハサン・アル=ヒッリー 『イスラームの諸法』 第2巻132～133ページ
- (21) アル=アッラーマ・アル=ヒッリー・アル=ハサン・イブン・ユースフ 『諸規定の原則』 第4章出資事業
- (22) イブン・クダーマ 『ムグニー』 第5巻11ページ
- (23) 『包括の書』 第2巻347ページ

## 理 論

以上の上部構造のすべては、生産物配分に関する一般理論の基本的な本質を明らかにし、その結果イスラーム的理論と資本主義経済における一般配分理論との間の根本的相違を明らかにすることになる。

それにあたってここでは、上記の上部構造の理論化から始めるかわりに、まず生産物配分の理論の性質について明確にし、資本主義イデオロギーがどのような理論形成を行なっているかを略述して、生産物配分に関する諸理論が適用されるべき分野がいかなる種類のものかを知るように努めよう。

このように資本主義における理論を提示したのちに、われわれは独自のイスラーム的理論を描き出すことにする。そのさいにまずはその固有性を提示し、二つの理論の間のさまざまな差異を明瞭にしたのちに、上記の上部構造に立ち返ってイスラーム的理論の仮説を確認し、上部構造に反映されているイスラーム理論の基本的特質がいかにして導き出されたかを説明しよう。それゆえ本章は、三部に分けられる。

### 1 . 資本主義経済における理論モデル

通常伝統的な資本主義イデオロギーは、生産活動を、活動の中で相互に関連しあっているいくつかの基本的要素に分解する。そして生産された富の配分に関する一般概念は、これらの諸要素が生産された富を共有しているという原理に立脚している。それゆえそれぞれの要素は、生産活動において果たした役割に応じて、生産による利益の配分を得るのである。

資本主義はこの原理に従って、生産された富、またはこの富の貨幣価値を四つに分割する。

- (1) 利子
- (2) 労働報酬

(3) 地代

(4) 利潤（企業者利得）

労働報酬とは、人間の労働、ないしは資本主義的生産活動における重要な要素としての労働者が受ける利益の配分である。利子は貸付資本の受ける利益配分であり、利潤は実際に生産に関与した資本の受ける配分である。また地代は自然にたいする配分、狭義には土地にたいする配分を意味する。

配分におけるこの資本主義的手法は、構成面では多くの修正を受けている。例えば利潤と労働報酬は、利潤が本質においては特定の労働にたいする報酬の一種であるとの考えから、一つの範疇に入れられた。つまり企業家は、資本や労働環境等の種々の生産要素を準備し、これらを適切に組合わせて生産活動の組織化を行なうといった、企画という労働を実践するというのである。

他方最近の配分理論は、地代に土地という枠を越えた広義の意味を付して、異なる諸分野における種々の代金の概念を明らかにしている。またある論者は、資本を、土地を含めてあらゆる自然の諸力を包含する包括的な意味とする説を採るようになった。

しかしこうした構成面における修正にもかかわらず、配分に関する根本的な資本主義の基本的観点は一貫しており、思想的な変化はみられない。その観点とは、すべての生産要素を同一次元に置き、生産活動の構成要素としての資格において、それぞれの要素に相応しい配分を生産された富から行なうという視点である。配分は、富およびその生産における他の諸要素にたいする関与の程度に応じて行なわれる。そのさい労働者は、当然のこととして資本に利子を割り振るのとまったく同じ方法、思想的観点にもとづいて報酬を獲得する。なぜならば資本主義的通念からすれば両者は、いずれも生産活動の有機的構成に組込まれた生産要素であり、力であるとされているからである。したがって当然生産物は、需要と供給やその他の配分を決定する諸力の諸法則によって定められる比率に応じて、生産要素に配分されることになる。

## 2. イスラーム的理論と資本主義の理論との比較

イスラームは、このような資本主義の基本的観点を全面的に拒絶し、まったく異なる立場をとる。イスラームは、種々の生産要素を同次元に並べることもなければ、それらの要素を等価のものとし、生産された富の配分を、資本主義のように需要・供給の法則の定める比率に応じて行なうこともしない。生産物配分に関するイスラームの一般的理論によれば、天然資源から生産された富は、生産者、つまり労働者だけの所有物となる。そして人間が生産活動において使用する、土地、資本、種々の道具、機械といった物質的な生産手段にたいしては、生産された富そのものからはいかなる配分もなされない。これらのものは、生産の諸目的のために自然を支配、利用する上で人間に奉仕する手段にほかならない。したがってもしもそれらの手段が労働者以外の個人の所有物であれば、生産者はこれらの手段から得られた奉仕の対価として、それらの所有者にたいして報酬を支払わなければならない。つまり生産活動に用いられた土地、あるいは道具、機械の所有者にもたらされる財は、生産要素の一つとして土地、道具、機械が受ける利益配分の結果とはみなされない。このような財は、生産手段の所有者たちの使用許可があってはじめてなされた貢献にたいして、彼らに支払われる報酬を意味しており、もしもこれらの手段に、生産者以外の特定の所有者が存在しない場合には、提供者は自然であって他の人間でない以上報酬の意味はない。つまり生産物配分に関するイスラーム的理論においては、天然資源から生産された富の本来的所有者は生産者であって、物質的生产要素にはこの富からの配分はなされないのである。生産者は、生産にあたって使用した生産手段の所有者たちに債務を負っているとみなされ、自分の債務、所有者たちの得べき報酬を精算する義務がある。すなわち生産活動の構成要素となっている物質的手段が受ける利益配分は、貢献にたいする報酬としての性格を帯び、生産者の債務とされる。つまり物質的手段と人間の労働は等価であり、両者が同じ

次元で生産された富にたいする権利をもつとはみなされないのである。

物質的生産手段の所有者たちが、それらの生産活動への使用に見合うものとして生産者から得る報酬が、どのように理論的に正当化されるかについては、のちに生産物配分の一般理論を明確にするさいに検討することにしてしよう。

以上に述べたように、生産物の配分に関するイスラーム的理論と資本主義の理論の差異は大きい。

この差異は、人間の位置と生産活動におけるその役割をどのように規定するかをめぐる、資本主義とイスラームの理論の相違に根ざしている。すなわち資本主義的観点においては、人間の役割は生産に奉仕する手段の役割であって、生産が奉仕する目的のそれではない。人間は、自然や資本などの生産を構成する他の諸力と同一レベルにあり、それゆえに生産者は、自然の富から、生産の参加者、生産への奉仕者として利益配分を得るのである。したがって配分の理論的基礎は、労働する人間にたいする場合も、彼と共に生産活動を構成する物質的生産手段にたいする場合も同一となる。

他方イスラーム的理論における人間の位置は、目的であって手段ではない。人間と物質的生産手段を同等に扱って生産された富を配分する場合のように、人間は他の生産手段と同一の次元に並ぶ存在ではない。物質的生産手段は、生産活動の実践において人間に奉仕するものとみなされる。生産活動それ自身が、人間のためのものに他ならないからである。それゆえに生産者の受ける利益配分と物質的生産手段の受ける利益配分は、理論的に異なるものとなる。そして物質的生産手段が労働者以外の所有物で、生産に貢献するために提供されれば、その所有者から貢献にたいする報酬を受取る権利を持つ。ここでは報酬は、生産者が貢献にたいして支払うべき債務となり、理論的には物質的生産手段が生産された富を共有することはない。

このようにイスラーム的観点においては、物質的生産手段の位置は、生産者に奉仕するものとして彼から報酬を期待しうるもので、生産の構成要素として生産された富から利益配分を受けるようなものではないと規定される。

また生産の目的としての人間の位置は、アッラーが人間に貢献せしめるために用意した自然の富の唯一の権利者であると規定される。

イスラームと資本主義の二つの理論の間に認められるこのような基本的差異の中でもっとも重要なものは、天然資源の分野における資本主義的生産に関する両者の立場である。資本主義のイデオロギーは、資本がこの種の生産活動を行なうことを認めており、資本は、労働者を雇って森の樹木を伐採させ、油田から石油を掘り出すことができる。資本は彼らに報酬 — これは資本主義の配分理論において労働者が受ける利益配分のすべてである — を支払い、それによってこれらの活動の成果である材木や自然の鉱産物のすべてを所有し、それらを望みの価格で売却する権利までも獲得する。

他方イスラーム的な配分理論においては、この種の生産は存在しない<sup>(1)</sup>。なぜならばイスラーム的理論は、労働の直接性をこれらの自然の富の所有権獲得の条件とし、労働者にのみその伐採した材木、あるいは掘り出した鉱物の所有権を与えているからである。その限りでは資本は、樹木伐採や鉱物採掘のために労働者を雇用し、彼らに必要な機械をとり揃えたとしても、なにも獲得しえない。したがって賃金労働を用いて天然資源を所有することも不可能である。資本主義のもとでは資本はたんに労働者の賃金を支払い、必要な機械を揃える力をもつだけで資源を支配するが、そのような事態はなくなり、代わりに人間による天然資源の支配がとってかわる。

天然資源の分野におけるこのような生産方式の消滅は、イスラーム的理論と資本主義の間の偶発的事象でもなければ、一過性の現象でも、付随的差異でもない。すでに明らかなように、これは明確なかたちで理論的に、両者の間の対極的な矛盾と、イスラーム経済の理論的内容の独自性を示しているのである。

注(1) 上部構造において検討したように、『イスラームの諸法』においてアル＝ムハッキク・アル＝ヒッリーは、樹木伐採やそれに類する許された自然物の獲得における委託を禁じ、

『包括の書』のいくつかの写本が伝えるところではアッ=シャイフ・アッ=トゥーシーは、荒地の開墾における委託を禁じている。また『雇用の書』においてアル=ムハッキク・アル=イスファハーニーは、雇用者が雇用契約を理由として、被雇用者が自然的富を対象として獲得したものを所有することはできないと明言している。

### 3. 上部構造からの理論化

以上われわれは、生産要素に富を配分する資本主義の理論と比較するさいに必要な限度内で、生産物配分のイスラーム的理論を仮説的に示してきた。

しかしここでは、われわれが提示した理論の正当性を立証するために本章の冒頭に掲げた上部構造に立ち戻り、そこからイスラーム的理論に即したものであると思われる局面を抽出し、その思想的意味、ならびにそれがわれわれの提示した内容とどの程度調和しうるかを明らかにしよう。

上部構造に示されている法的規定は、次のような点を明確にしている。

(1)委託者は、その代理人が天然資源を対象として行なった労働の成果を手にすることができない。したがって例えばある個人に森の樹木の伐採を委託したとしても、自ら労働し、伐採しない限りは、代理人が得た木材を自分の所有物とすることはできない。なぜなら労働から生ずる所有権は、労働者だけが受け取りうる利益配分に属するからである。これは上部構造に関する初めの八節から明らかである。

(2)雇用契約は委託契約と同質のものであり、代理人が自然を対象として得た富を委託者が所有できないのと同様に、雇用者は、必要な報酬を支払うだけで被雇用者が獲得した自然的富を所有することはできない。これらの富は、直接労働による以外には所有されないからである。これは、第六節から明らかである。

(3)自然の富を対象に活動する生産者が、その労働において他人が所有する生産のための道具または機械を使用した場合、この道具にたいしては、自然

から得られる富からの利益配分はなされない。しかし生産者は、道具の所有者にたいして、生産活動においてなされた貢献に相当する報酬を債務として負ったことになる。一方生産物そのものはすべて、労働者の所有物である。これは第九、一〇、一二節に明らかである。

これらの三点は十分に、上部構造の諸規定が立脚する生産物配分の一般理論を明らかにしている。またこれらは十分に、われわれの理論化の正当性を立証し、われわれが規定したのと同じ内容と特質を提示している。

かくして生産者は、天然資源から生産された富を、生産の構成要素、または生産に奉仕するものとしてではなく、生産の奉仕の対象となる目的であることによって所有することになる。それゆえに生産者は生産された富のすべてを独占し、生産に奉仕しその構成要素となった他の諸力、生産手段は、そこから除外される。

他方これらの物質的生産手段にたいしては、生産を实践した労働者から、その貢献に相応しい報償が支払われる。これらは生産者に奉仕するもので、<sup>(1)</sup>彼と同じ次元にはないからである。

このようにわれわれは、前述の上部構造を用いて、生産物配分のためのイスラーム的基礎を帰納し、資本主義的理論との比較において提示したイスラーム的理論の内容の信憑性を、それに即して明確に立証しうるのである。

そこでわれわれはさらに理論的検証を進め、次にいま一つの側面を検討してみよう。それはマルクス主義との比較を通してイスラームの立場を明確にし、両者の差異の諸側面を明らかにすることである。

注(1) 上部構造の意味を要約した三点のうち第二、第三点に立脚する研究だけにもとづいて、理論面における結果をこのようにまとめたが、これで十分であると思われる。というのは仮に第一点を認めなかったとしても、われわれの構築した理論は正当性を有しているからである。つまり代理人が委託者のために天然資源から何かを生産し、それを自ら所有せず、委託者が所有すると仮定してみよう。これは私よりも法的に正しいとしてい

るところであるが（付録15を見よ）、生産者が自ら生産した富にたいする唯一の権利者であるという原則と、少しも矛盾するものではない。なぜならばこの場合には、生産者が自らの権利を放棄して、彼がその富の取得者とするを意図する他の個人にその富を譲渡したと考えられるからである。つまり、生産者が自ら生産した富の唯一の権利者であるという原則は、上部構造から導き出される次の二点と関連しているのである。第一点、物質的生産手段は、生産された富を労働者とともにも共有することはない。第二点、資本家は、労働者が獲得した富を、労働力の購入と生産に必要な資材の貸与というだけの理由で、自らの所有とすることはできない。

このように、代理人が獲得した富を委託者の所有とするという概念と、個人がその被雇用者が獲得した富を自らの所有とするという概念の間の差異は、根本的に明らかである。後者の概念はその性質上資本主義的である。なぜならこれは、人間の労働にではなく、貨幣資本と産業資本に富の直接的な所有権を与えているからである。これと対極にあるのが前者の概念で、それは労働者に富の所有権を認めており、彼が他の個人の代理人として、例えば森で樹木伐採をする場合、この代行は、労働者による材木の所有権の譲渡、自己の権利の放棄を間接的に表現しているとみなされるのである。

## Ⅱ イスラーム的理論とマルクス主義の差異の諸側面

### <上部構造>

1. 『イスラームの諸法』の雇用に関する章で、アル＝ムハッキク・アル＝ヒッリーは次のように述べている。「ある者が品物を、その代償として何らかの仕事させる目的で他人に渡した場合、後者は、洗濯屋や漂白業のように通常その仕事のために雇用されているような仕事にたいして、それに相応しい報酬を受け取る権利をもつ。それが労働を行なう者にとって通常の仕事でない場合でも、労働が通常報酬の対象とされているものであれば、労働する者にはそれを要求する権利がある。彼は自分の意図をそのように自覚しているのだから。しかしもしもその労働が通常報酬の対象となるようなものでなければ、報酬の要求に留意する<sup>(1)</sup>必要はない。」

註釈者たちは、これに関する註釈の中で、労働する者に慈善の意図が明らかである場合には、報酬の要求は許されないと付け加えている。

2. 『言説の真髓』の不法使用に関する章で、アル＝ムハッキク・アン＝ナジャフィーは、次のように述べている。「ある個人がもし種子を不法に入手して耕作したり、卵を不法に入手して孵化させた場合について、大勢はこれらが元の所有者に帰属するとしている。さらに、ナースイリー派もこの見解にたいして異論はないとし、さらに『秘奥の書』はこの見解に関してイジュマーが成立しているとしており、これが当学派の諸原則にてらして最もあり<sup>(2)</sup>べき見解である。」

また彼は、次のように主張する他の法学的見解にも言及している。「作物とヒナは不法使用者のものである。なぜなら元の所有者の手中にあった種子と卵は、破損しやすく、永続性の希薄なものであるのに反して、作物とヒナはそれとは異なる新しいものであり、不法使用者は自ら費した労働により、それらを所有するのである。」

アル＝ミルギーナーニは、これと同じ見解を採って次のように述べている。「不法に使用されたものが使用者の行為によって変化を蒙り、名称が変化してその益が増大するようになれば、それは元の所有者の所有物であることをやめ、使用者の所有となる。<sup>(3)</sup>」

アッ＝サラフシーはこう述べている。「ある者が他人の小麦を不法に入手し、それを耕作したのちに本来の所有者が現われて小麦をそれと認めた場合、あるいはそれが豆で（同様のことが）あった場合、本来の所有者は元の小麦と同量の代替物を得るが、当学派においては、成長した作物にたいする権利は認められない。シャーフイー派においては、作物は彼の所有物から派生したものであるため、元の所有者の所有に帰す。<sup>(4)</sup>」

3. 同じ『言説の真髓』<sup>(5)</sup>に次のようにある。「ある者がもし土地を不法に耕作したり、作物を植えた場合、作物およびその成長分は耕作者の所有物である。この点に異説は見出されないが、『修正の書』にはさらにイジュマーが成立しているとある。ただし耕作者は、土地（使用）の報酬を支払わなければならない。」

いくつものハディースがこの見解を確証している。ウクバ・イブン・ハーリドの伝えるところでは、彼はアル＝イマーム・アッ＝サーディクに次のように尋ねている。「もしある男が許可なしに他人の土地を耕作し、作物が成長した時に土地の所有者が現われて、『あなたは私の許可なく耕作した。したがって作物は私のものであり、私はあなたが費したものを支払いましょう』と言ったならば、彼の主張は正当でしょうか。」するとイマームは次のように答えた。「耕作者は彼の作物を、土地の所有者は彼の土地の使用料を所有する。<sup>(6)</sup>」

またイブン・クダーマはこう述べている。「もしある者が土地を不法に使用して、そこに作物を植え、それが実を結び、ついで彼が収穫したのちに土地の所有者がこれに気づいた場合、果実は使用者のものであり、また収穫前に気がついたとしても同様に果実は彼のものである。なぜならそれは彼の

樹の果実であるから、彼の所有に帰すことは、本人の土地に植えられていた場合と同様である。<sup>(7)</sup>」

4. 『言説の真髓』の農耕契約の章には、こう述べられている。「農耕契約の無効が規定されるような事例においては、つねに土地の所有者に相応しい報償が与えられなければならない。そのさい作物は、労働した者が種子を自分で所有していたならば彼自身の所有物となる。逆に種子が土地の所有者のものであれば、作物もまた土地の所有者の所有に帰す。その場合彼は、労働した者と諸要素、すなわち生産手段にたいして報酬を支払わなければならない。そしてもしも種子が両者、すなわち労働した者と土地の所有者のものであれば、収穫物も両者の間で比率に応じて分配される。<sup>(8)</sup>」

このような細目を要約すれば、作物は種子の所有者が、実際の耕作者であるか土地の所有者であるかに関わりなく所有するということになる。それは種子が作物の基本的質料の構成因であるからで、種子が耕作者のものである場合、土地には作物にたいする権利はない。ただし耕作者には、自分の種子を蒔いて耕作するのに使用した土地について、土地の所有者に報償を支払う義務が生じる。

同じ見解は、アッ＝サラフシーの『包括の書』の中にも認められる。彼は農耕契約が無効の場合に、成長分の所有権がすべて土地の所有者に帰すことを、それが彼の種子の成長分であることと結びつけている。つまり土地の所有者は、土地の所有者としての資格ではなく種子の所有者として、収穫物を所有するのである。<sup>(9)</sup>

またアッ＝シャイフ・アッ＝トゥーシーは、効力のない農耕契約の場合には、作物は種子の所有者のものとなると明言している。そのさい作物は、成長、増加は別として元の種子と違わないため、土地の所有者は、自分の土地の使用料と同等のものを耕作者に返却しなくてはならないと述べている。<sup>10</sup>

5. 『言説の真髓』の灌漑契約の章には次のようにある。灌漑契約が効力を持たない事例においては、労働する者は相応しい報酬を得、収穫について

は、成長分の所有権も成長以前の物資の所有権から派生するために、元の物資の所有者のものとなる。<sup>(1)</sup>

これは次のように説明されるであろう。ある個人が果樹を所有していて、そこから果実を得るには灌漑と手入れが必要だとすれば、これらの果樹を労働者にあずけ、彼と契約を結ぶことができる。これによって、労働者は果樹の保護と灌漑を義務づけられるかわりに、契約において規定された比率にしたがって、果樹の所有者とともに果実を共有することになる。果樹の所有者と労働者の間のこの種の合意は、法学的には灌漑契約と呼ばれる。法学者たちは、こうした契約の必要条件が完全な形で満たされていれば、契約する二者は契約内容に拘束されると明確に規定している。しかし、基本要素や必要条件の一つでも欠いていれば、契約は法的には何らの拘束性を持たない。このような場合に上述の法学的見解は、契約が無効の状態においては収穫はすべて果樹の所有者に帰属し、労働者には、法学的には相応の報酬と呼ばれる適正な報酬が、果実を実らせるために費された労力と貢献に対する謝礼として与えられるだけであるとしている。

6. ムダーラバの契約は、労働する者が財の所有者との間で、その財を利用して商取引を行ない、利潤に関してはそれを共有すると合意して結ぶ私的契約であるが、契約がその有効性に必要な要件をいかなる面であれ満たしていない場合には、『言説の真髄』やその他の書において法学者たちが明確に規定しているように、利潤はすべて財の所有者のものとなり、労働者には場合に応じて適正な報酬が与えられるだけである。<sup>(2)</sup>

注

(1) アル＝ムハッキク・アル＝ヒッリー・ジャアファル・イブン・アル＝ハサン 『イスラームの諸法』 第二巻 188 ページ

(2) 『言説の真髄——イスラームの諸法・註解』 旧版 第6巻 不法使用の章 第6問 補遺

- (3) 『全能者の征服・註解』 第7巻 375ページを見よ。
- (4) アッ=サラフシー 『包括の書』 第11巻95ページ
- (5) 前出と同じ箇所、第7問
- (6) アル=フル・アル=アーミリー・ムハンマド・イブン・アル=ハサン 『諸手法の書』 第17巻 310 ページ
- (7) イブン・クダーマ 『ムグニー』 第5巻 212 ページ
- (8) 『言説の真髓——イスラームの諸法・註解』 石版 第4巻 農耕契約の章 農耕契約の法的規定第6問
- (9) アッ=サラフシー 『包括の書』 第23巻 116 ページ
- (10) アッ=シャイフ・アッ=トゥースィー 『包括の書』 第2巻 359 ページ
- (11) 『言説の真髓』 石版 第4巻 灌漑契約の章 灌漑契約の法的規定第1問
- (12) アッ=サイド・アル=アーミリー 『偉業の鍵』 第8巻 437 ページ およびアッ=サラフシー 『包括の書』 第22巻22ページを参照

## 理 論

これまでイスラームにおける生産物配分の一般理論について、資本主義の理論と比較する上で理論的に必要とされる範囲で明らかにしてきた。ここではさらに理論化を進めてマルクス主義の生産物配分の理論と比較し、両者の間に存在する差異の諸側面を明確化する過程で、イスラーム的理論の諸特質を明らかにしたい。

それにあたっては資本主義との比較で行なったと同様に、上部構造を検討する前に、まずわれわれの信ずるところにしたがって、一般的な内容と二つの理論の差異の諸側面を提示することから始め、必要に応じて相違の諸側面とこの相違がもつ思想的意味を明確に示すことに努めよう。ついで上部構造の検討に戻り、そこからわれわれの示した考えを支持し、その正当性を法学的に確証する証明を導き出すことにする。

## 1. イスラーム的理論における所有権継続の原理

イスラーム的理論とマルクス主義の理論の差異は、二つの基本的な点に要約することができる。

第一点、生産物配分のイスラーム的理論は、労働する者が生産活動の対象とする基本的物資が他の個人の所有物ではない自然的富である場合には、生産された富をすべて労働する者に与える。例えば彼が森の樹木から切り出した材木、漁師や猟師が捕える海の魚や野の鳥、生産者が鉱山から掘り出す鉱物資源、耕作者が開墾し生産可能にする未耕地、個人が地中深く掘削した井戸（の水）といった富はすべて、自然のままにある時には誰の所有物でもなく、生産活動が生産者にその私的所有権をもたらす。前述したように、物質的生産手段が生産者とともこれらの富を共有することはない。

他方生産活動の対象となる基本的物資が、生産に先だつものの配分に関する一般理論を扱ったさいに述べた基礎の一つにしたがって、他の個人の所有物ないし利権に属している場合には、この物資の所有権または利権は以前の配分において既定のものとしてすでに設定されており、新しい生産にもとづいて労働者ないし生産活動に用いられた諸要素のどれかに所有権が与えられる余地はない。したがって羊飼いの所有する一定量の羊毛を紡ぎ織物を作った人間には、自分が織物にした羊毛を自らの所有物とする権利もなく、また費した労働を理由にして羊飼いと共有を主張することもできない。基本的物資である羊毛を所有している限りは、織物はすべて羊飼いの所有物とみなされ、自分が生産した羊毛にたいする彼の所有権は、他の個人がそれを紡ぎ、織ることで費した新しい労働によって、消失したり、減少したりすることはない。これが、所有権継続の原則と呼ばれるものである。

マルクス主義は、これと対極的な観点を採っている。すなわち — 資本家から物資を受け取り、それにたいして労力を費した労働者は、自分の労働が付加した新しい交換価値の量だけ、その物資を所有する。それゆえにマルク

ス主義の見解では、労働者は、生産活動を行なう以前に資本家から受け取った時点での物資の価値は除外して、生産された商品の正当な権利者なのである。

マルクス主義とイスラームのこの相違は、マルクス主義が一方で所有権と交換価値を結びつけ、他方で交換価値と労働を結びつけていることに由来する。つまりマルクス主義は、理論的な面から交換価値は労働によって生み出されると認識しており、<sup>(1)</sup>また思想的な面からは、労働者が労働の対象とした物資にたいして所有権をもつことを、彼の労働が物資の中に生産した交換価値にもとづいて正当化している。その結果いかなる労働者であれ、物資に新しい価値を与えれば、その中に実体化されているこの価値を所有する権利を持つことになる。

マルクス主義と異なって、イスラームは所有権と交換価値を分離し、労働者が物資にもたらした新しい価値にもとづいて彼に所有権を与えることをしない。イスラームでは、生産に先だつものの配分の理論について言及したさいに述べたように、労働を所有権の直接的基礎とするが、いったんある個人がその物資を労働を基礎として所有した場合、その基礎は消滅することがなく、他の個人に新しい所有権を与えることは、かりに後者が労働によって新しい価値を付加したとしても認められない。

かくしてイスラーム的理論を、次のように要約することができる。生産者が労働の対象とする物資がそれ以前に他の者の所有物となっていなければ、生産された富はすべて彼のものであり、生産の構成要素となっている他の諸力は、生産者に奉仕するものとみなされる。これらの諸力は生産者から報償を受けるが、人間と同じ次元で生産を構成するものとはみなされず、生産物の共有を認められることはない。しかしこの物資がすでに他の個人の所有物となっていれば、羊毛の例で見たように、所有権継続の原則にしたがって、いかなる経過を辿るにしても、その個人の所有物であることに変化はない。

人によっては、羊毛の所有者が彼の羊毛から作られた織物を所有する、ま

たは物資の所有者が他の者による労働の結果としてその物資にいかなる変化が生じても、所有権を保ち続けるといったこの所有権は、生産された商品を構成する物資 — 上の例では羊毛 — が経済的側面からは紡績、織物の生産活動における一種の資本とみなされると考えるであろう。そして未加工原料は生産された商品にたいして生産における一種の資本を形成するという観点から、資本と生産における物質的諸力が生産された富を独占することになりはしないかと想像するかもしれない。しかし所有権継続の原則を、物資が資本であるとの基礎から解釈することは誤りである。なぜなら羊毛の所有者に、彼の羊毛を使って労働者が作った織物の所有権を与えることは、羊毛がもつ資本としての性格に立脚しているわけではない。また資本が、織物の生産活動において構成要素または基礎となっているという点から、資本に生産された商品 — 織物 — の所有権が生じると考えるわけでもないのだから。

かりに羊毛が、生産における未加工原料であるゆえに紡績、織物の生産活動における資本であるとしても、紡織の過程で使用される機材もまた資本としての性格を帯びており、それらも一種の資本として生産を構成する。しかしそのことは、機材の所有者に生産された富の所有権を与えることを意味しないし、また彼らに羊毛の所有者とともに織物の所有権の共有を認めるわけでもない。以上からイスラーム的理論が、労働者が織物を作った後でも羊飼いに羊毛権を認めるからといって、資本に生産された富の独占的所有権を付与するものではないことが明らかになる。道具、機材の形をとっている資本に、この所有権を与えていないことがその証明である。ここで示されているのは、イスラーム的理論が紡織以前に確定されている私的所有権を特に尊重するという点である。イスラーム的理論によれば、ある財の転換だけでは、かりにこの転換が新しい価値を創造したとしても、それが最初の所有者に帰属する点を変化させるものではない。これが、われわれが所有権継続の原則と呼んでいるものである。

イスラーム的理論においては、生産の構成要素である資本と物質的諸力は、

それらが生産を構成する資本であり諸力であるという資格だけでは、生産された富にたいする権利をもちえない。なぜならこの資格においては、それらは生産活動の中心である人間に奉仕するものとみなされており、その資格にもとづいて報償を受けることになるのである。上述の例の場合、羊毛を所有する羊飼いが織物の所有権を獲得するのは、織物が羊飼いの所有になる羊毛そのものにほかならないからであって、羊毛が織物の生産活動における資本だからではない。

## 2. イスラーム的理論における所有権と交換価値の分離

イスラーム的理論がマルクス主義と異なる第二の点は、次の点である。それぞれの個人に、彼が労働の対象である富に付加した交換価値の分だけ所有権を認めるマルクス主義は、所有権と交換価値を結びつけるその見解にしたがって、生産に用いられた物質的な諸力および生産手段の所有者も、生産された富から利益配分を受けるべきであると考えている。なぜならそれらの諸力と生産手段は、生産活動において使用された分量だけ、生産された商品の価値の形成に力を及ぼしているのであり、使用された道具の所有者は、その道具が使用されて生産された富にたいして、それがその富の価値の形成に加わった分だけ所有権を獲得するのである。

他方イスラームは、すでに明らかなように、所有権と交換価値を分離する。そこで理論的に生産の道具がその使用分だけ生産物の価値の形成に加わるという仮説を採っても、これは必ずしも、道具の所有者に生産された富にたいする所有権を与えるものとはならない。イスラーム的理論においては、道具はつねに、生産活動において人間に奉仕するものとしかみなされず、道具がもつ権利はこれ以外の基礎に立脚することはありえない。このような認識はすべて、所有権と交換価値の分離の結果生ずるものである。したがって生産の構成要素をなす物質的諸力はつねに、この分離に立脚して、人間から、彼

に奉仕するものとして報償を受け、交換価値の形成に加わったものの資格において、生産された富自体から利益配分を受けることはない。

注

(1) 詳しくは、原書第1章154ページを見よ。

### 上部構造からの理論化

以上でわれわれなりの理解と仮説にしたがって、イスラームとマルクス主義の二つの理論の差異の諸側面を提示し終わったが、次いで前述の上部構造に照らしてこれらの差異を理論的に検討し、その正当性の究明を行なう作業に移ることが可能であろう。これはまた、法的上部構造から理論化を行なうというわれわれの方法に即したものである。

上部構造に関して述べられたすべての項目は、一つの点で共通している。すなわち生産活動に使われる物資はその時点ですでに特定の個人の所有物であり、これゆえにすべての項目は、この物資が生産活動による転換ののちも、以前の所有者の所有物であり続けることを確認している。

したがって第一項においてみられたように、その所有者が何らかの手を加えて転換させる目的で職人に渡した品物は、元の所有者の所有物であり続け、職人がその労働を理由として品物を所有することは、かりに彼がそれに新しい価値を付加したとしても認められない。この品物は、以前からの所有権によってすでに所有されているからである。

そして他人の土地を不法使用して自分の種子を植えた耕作者は、第三項に明らかなように、労働の成果である作物を自らの所有とする。土地の所有者には収穫からの利益配分はなされないが、それは耕作者が種子の所有者であり、種子が農業生産において作物に発展する基本的物資だからである。イスラーム的理論によれば、土地は、生産を構成する物質的力の一つとして耕作

者に奉仕するものとみなされ、耕作者は土地の所有者に土地利用の報償を支払わなければならない。つまりイスラームは種子と土地を区別し、両方とも経済的な意味では資本であり、かつ生産を構成する物質的力であるにもかかわらず、作物の所有権を、土地の所有者ではなく、種子の所有者に与えている。これはわれわれが上に帰納した問題の本質を明確にする。すなわち生産の対象となり、転換、発展させられるところの原料の所有者が、その物資を発展ののちも所有するのは、それが生産以前に所有していたものと同じ物資であるからで、この原料が生産活動において資本の性格を帯びているからではないという点である。もしもそうでないとすれば、イスラームは種子と土地を区別することもなく、また両者とも生産のための物質的諸力をすべて包括する一般的意味での資本に相当するにもかかわらず、土地の所有者には作物の所有権を認めず、種子の所有者には認めるというようなこともしないであらう。

第四項、第五項はいずれも、第三項が確認した原則に合致する。すなわち作物または果実の所有権は、生産によって作物または果実に転換、発展した元の物資を所有していた者に与えられ、土地の所有者、あるいは農業生産活動を構成し、その生産活動において資本の性格を帯びている他の諸力の所有者には与えられないという原則である。

最後の項は、ムダーラバの契約が無効となった場合に、利潤の所有権を資金の所有者に与え、労働者には所有権も、所有権の共有も認めていない。なぜならばこの利潤が、ほとんどの場合労働者が商品を購入し、それをより高い価格で消費者に販売しうるような形に転換するために費した労力の結果であるとしても、この労力は、羊飼いの所有する羊毛を紡ぎ織る過程で労働者が費した労力と同質のものである。イスラーム的理論においては、物資 — ムダーラバの資金あるいは羊毛 — が以前からの所有権によってすでに所有されているものである限りは、労力が（所有権の）分与を受けることはない。

残された項目は、特殊な形態をもつ第二項である。この項は、ある個人が他人から卵を不法に得て養鶏に利用したり、種子を不法に得て農業生産に活用した場合について述べている。この項に明確に述べられている法学上優利な見解は、生産されたもの — ヒナあるいは作物 — は卵と種子の所有者に帰属するとしている。そこではまた、他の法学的見解についても言及されている。それによれば、よしんば不法な使用者であっても生産活動を実際に行なった者が生産物を所有することになっている。

これら二つの意見を提示したこの項に明らかのように、法学者たちの間の見解の相違は、法学的には、卵と卵を生んだ鳥の関係をどのような種類のものと規定するかという問題に由来する。これは同様に、種子と種子を実らせた作物の関係である。そして両者が同一であり、両者の差異は板とその板で作られた寝台の差異のように工程、段階の相違にすぎないと信ずる者は、第一の見解を採り、卵と種子の所有者が生産物の所有者であるとする。そして元の物資 — 卵と種子 — は生産活動によって消失したのであり、生産物は一般の通念において別の、新しいものとみなされると考える者は、この不法使用者が生産活動において費した労力のために元の物資は減少、消滅したとする。この見解においては、生産物の所有者は不法使用者である。なぜならばこの生産物は、卵と種子の所有者が以前から所有していたものではない新しい物資であり、労働を基礎として所有権を得ることは、よしんば不法使用を行なったとしても労働した者の権利なのである。

ここでは、これら二つの見解の間の矛盾を解決したり、その問題点を究明したりすることは重要ではない。われわれが望んでいるのは、イスラームの理論に関する思想的立場にとって理論的に有益な点を汲み取ることなのである。ところでこの法学的対立は、上部構造に関する他の諸項が明らかにした問題の本質を、より明確に示しているのである。すなわち羊毛の所有者に織物の所有権を与えることや、原料の所有者が生産活動が行なわれたのちにもその物資の所有権を認めることは、羊毛や原料が紡績、織物の生産活動（ヤ

その他の生産活動)における資本の一種であることには立脚していないという点である。そのさいの根拠は、物資を所有する者には、その物資が残存し、その所有権にたいするイスラームの正当性の根拠が継続している限り、物資に関する所有権が保全されると定めた所有権継続の原則である。そして法学者たちは、卵または種子から生産されたものの所有権をめぐる意見が分かれるさいに、自分たちの法学的立場を、物資とその発展の結果の間の関係をいかにとらえるかをめぐる見解と関連させている。その意味するところは、不法使用された(元の所有)者に生産物の所有権を与える者も、資本という意味からこのような裁定を下したわけではなく、卵と種子の所有者の所有権を、彼が生産活動における資本ないし資本の一種の所有者であるとの理由で認めているわけではないということである。もしもこのようなことが所有権認定の根拠であるとするれば、物資とその発展の結果が同一のものであるか、別のものであるかによって、法学者たちの間に見解の相違が生じることはなかったであろう。なぜならば物資はいずれにせよ生産活動における資本であって、生産活動の中で使用されようと、労働によって作り出された生産物の中に実体化されていようと、資本であることに変わりはないからである。したがって資本主義の観点に立つならば、物資 — 卵あるいは種子 — の所有者に、その物資と生産物の関係がいかなるものであろうとも、生産物の所有権を与えざるを得ない。しかしイスラームの法学者たちは、この関係をめぐる見解の相違のゆえに、生産物が特定の状態に転換、発展させられた元の物資そのものであると一般の通念で認められないかぎりには、元の物資、例えば種子の所有者に(種子の場合の)作物の所有権を与えることはなかった。これは明確に、生産物の所有権を労働者ではなく物資の所有者に与えることが、われわれが所有権継続の原則と呼ぶものに立脚していること、そしてそのイスラームの正当性の根拠が、資本主義的観点から求められているのではないことを立証している。資本主義的な観点からすれば、生産された商品を所有するのは資本であり、労働者は労働の報酬を資本から受取る資本の被雇用者

にすぎないとされるのである。

このようにしてわれわれは、生産における第一次物資所有者に生産された富の所有権が与えられる問題に関する、イスラーム的解釈と、資本主義的解釈との間の理論的差異がいかほどのものであるかを確認しようのである。

### Ⅲ 生産の物質的基本要素にたいする報償支払いの一般的規則

#### <上部構造>

1. 生産者は生産活動に使用する道具あるいは機材を他人から賃借し、道具の所有者にあらかじめ取り決めた報償を支払うことができる。この報償は、生産活動において道具が果たした役割にたいして道具の所有者に支払われるものであり、生産者に支払い義務のある債務であるとみなされる。報償の取り決めにあたっては、生産活動によって得られる利益の範囲と種類は考慮されない。以上の点については、法学者たちの見解は完全に一致している。

2. 犁や機のような生産のための道具の賃借が許されるのと同様に、生産者は土地の使用権占有者または所有者から特定の報償を支払って土地を賃借することができる。したがって農民の場合には、他人の土地を合意のもとに使用して、そのかわりに生産活動において土地が果たした貢献にたいして、その所有者に報償を支払うことが可能である。

この規定に関しては、大よその法学者たちの見解が一致している。ただしわずかの教友と少数のイスラーム思想家たちは、土地の賃借の合法性を否定している。彼らが根拠としている預言者の伝承については次項で検討し、それが多数派の法学的見解と矛盾しないことを明らかにするつもりである。

また、(上記の賃借と)同様に、労働する者を、衣服の仕立て、羊毛の紡織、書籍の販売、商取引の実践のために雇用することが許される。そのさい被雇用者が課された義務を果たしたならば、雇用者は規定の報酬を支払わなければならない。

3. イスラームは農耕契約を、土地の所有者と耕作者の間で一定の共同事業を組織する手段として定めている。耕作者は土地の耕作という義務を果たし、土地の所有者は労働によって作り出された収穫を配分する。それぞれの

受け取り分は、収穫全体にたいする百分比で定められる。

農耕契約がどのようなものであるか、その意味と法的制約を説明した文章をアッ＝シャイフ・アットゥーシーの『法学における見解の相違』の書から引いてみよう。彼はこう述べている。 — 「土地の所有者が、そこから収穫されるものの一部をあてて土地を他人に預けることは許される。土地と種子はその者の負担となり、受注者は耕作、灌漑および土地の保全を受け持つ。<sup>(2)</sup>」

この規定に照らして、農耕契約が二つの要素からなる共同事業であることがわかる。

第一は耕作者の労働でありいま一つは土地の所有者が提供する土地と種子である。アッ＝シャイフ・アットゥーシーの述べているこの規定によれば、土地の所有者が土地だけを提供して、労働する者に労働と種子の両方を義務づける農耕契約の実施は非合法となる。なぜならば上述の原文においては、土地の所有者による種子の提供が、農耕契約成立の基本的条件となっているからである。種子に関してこの文章が規定していることを認めると、預言者が借地の契約を禁じている伝承についても、これに照らして理解することができる。つまり借地契約とは一種の農耕契約であるが、この場合には土地の所有者に、種子は除外して、土地の提供だけを義務づけているのである。このように、アッ＝シャイフ・アットゥーシーの述べている原文の規定から、土地の所有者が種子を労働者に与える義務は農耕契約の基本要素とみなされ、それなしには契約は効力をもたぬことが理解される。

これは、かなりの数の法学者たちが採っている見解でもある。イブン・クダーマは次のように述べている。「当学派の明文規定によれば、農耕契約が有効となるのは、種子が土地所有者から提供され、労働が労働者から提供された場合とする。多くの人々が、アフマド（イブン・ハンバル）がこのように規定したと伝えており、（当学派の）全体がこの説を採っている。またイブン・シーリーン、アッ＝シャーフイー、イスハークもこの説を踏襲している。<sup>(3)</sup>」

4. 灌漑契約は、農耕契約に類似した別の契約方式である。これは二者の間で結ばれる合意の一種であるが、一方の当事者は樹木または灌木を所有し、他方はそれらに灌漑して果実を実らせる能力をもつ。

この契約においては労働する者は、樹木や灌木が実を結ぶように水を与える義務を負い、そのかわりに契約の中で規定されている率に応じて、果実を果樹の所有者と共有する。

イスラームは、多くの法学的著述の中に述べられているように、この契約を認めている。

5. 土地の所有者の責任は、土地の提供だけにとどまらない。土地が肥料を必要としていれば、その費用も負担しなければならない。アル＝アッラーマ・アル＝ヒッリーは『諸規定の原則』の中で次のように述べている。「土地が肥料を必要とする場合、その購入は土地の所有者の義務であり、施肥は労働者の義務である」。これを立証する法学的典拠は、『法学者たちの記録』『解放の書』『諸目的集成』のように、多数ある<sup>(4)</sup>。

6. ムダーラバはイスラームが合法と認めている契約であり、労働提供者は財の所有者と、その財を資金として商取引を行なうこと、および利潤は特定の比率に応じて共有とすることについて合意する。もしも労働者が商取引において利潤を得ることができれば、それを両者の間で契約の取り決めにしたがって配分する。もしも損失をこうむれば、それは資金の所有者だけが負担し、労働者の負担は、彼の労役が水泡に帰し、何らの結果を生まないということだけにとどまり、資金の所有者がこの損失を労働者に負わせることは許されない。労働者が損失の責任を負うような場合には、財の所有者には利潤はまったく分配されない。これは、次のようなアリー — 彼の上に祝福と平安あれ — のハディースに述べられている。「商人（商取引を実践する者）に責任を負わせる者には彼の資本だけ（が権利として残るの）であり、利潤からは何も（与えられ）ない。」また他のハディースにこうある。— 「ムダーラバを保証させた者、すなわちムダーラバに参加する労働する者に資本を保

証させた者 — には資本だけ（が権利としてあるの）であり、利潤からは何も（与えられ）ない」。つまり財の所有者がリスクを引受け、労働者が資金を保証する必要のないことは、ムダーラバ契約を有効にする基本的条件であり、それなしには、この事業はムダーラバではなく（労働者にたいする）貸付となってしまう、利潤はすべて労働者に帰属する。

また労働者が、財の所有者とムダーラバにもとづいて合意し、そのあとで、自分の手にする利潤より低率の利潤で満足する者を探し出し、後者に資金を渡して商取引を行なわせ、結果的に労働せずに二つの百分比の差額を獲得することは、許されない。また財の所有者と利潤を半々に分ける合意を行なって、他の労働者に四半分を与えて下請けさせ、勞せずして四分の一の利潤を得るといったことも許されない。

アル＝ムハッキク・アル＝ヒッリーは『イスラームの諸法』のムダーラバの章で、これを禁じて次のように述べている。「労働者が他の者に貸し出した、すなわち（下請け者と）ムダーラバを組んだ場合、資金の所有者の了承を得たうえで利潤を第二の労働者と資金の所有者の間で分配すれば認められるが、自らにも利潤の何ほどかを定めるならば、認められない。彼はいささかも勞力を費していないからである。<sup>(5)</sup>」

またハディースに次のようにある。「イマームに質問がよせられた。ある者がムダーラバのために財を受け取った場合、自分の取り分以下で他の者に請負わせることは許されるでしょうか。イマームは否と答えた。<sup>(6)</sup>」

この問題については、イブン・クダーマの『ムグニー』の書にも次のように述べられている。「ムダーラバのために（別の者に）資金を貸し出すことをその所有者が許可すれば、これは認められる。……他の者に資金を渡した場合、自分自身に利潤を一切定めなければ有効であるが、利潤の何ほどかを自分に定めれば無効である。なぜなら、この者は資金の面でも労働の面でも（関わりが）なく、利潤にたいする権利はこの二つのいずれかによって発生するからである」<sup>(7)</sup>

7. 貸付金におけるリバーは、イスラームでは禁止されている。リバーとは、他の者に財を一定期間、利子を課して貸付け、債務者にその利子を合意した返済日に元本と共に支払わせるものである。したがって貸付は、利子なしでしか許されない。債権者の権利は元金を返済せしめることだけで、いかに少額であっても増加分は認められない。この規定は、イスラーム的にきわめて明確であるため、イスラーム法における絶対的規定の一つに数えられている。

その根拠を提示するとすれば、次のクルアーンの章句で十分であろう。

「利息を貪る者は（復活の日に）悪魔にとりつかれて倒れたものがするような起き方しか出来ないであろう。それは彼らが『商売も利息をとるようなものだ』と言って（利息を取って）いるからである。しかし、アッラーは商売を許し、利息を禁じたもうた。主から訓戒が下ったのちにこれを止める者には、過ぎ去ったことは許されよう。彼のことはアッラーにまかされる。だがその非を繰り返す者は、業火の住人で、彼らは永遠にその中に住むのである。」（雌牛章二七五節）

「信仰する者よ、汝らが真の信者であるならば、アッラーを畏れ、利息の残額は帳消しにせよ。もし汝らがそうしないのであれば、アッラーとその使徒から、戦いが宣告されよう。だが汝らが悔い改めるならば、元金は汝らに残される。（人々を）不当に扱うことがなければ、汝らも不当に扱われることはない。」（雌牛章二七八・二七九節）

8. 上述の最後のクルアーンの一節は、債権者が貸付けた資金の権利を保証し、改悔した場合には元金の回収だけを許しているが、これは利子を課した貸付、およびいかに少額であれさまざまな種類の利子の禁止の明白な証拠となっている。なぜならばいかなる場合でも、利子は債権者から債務者にたいする、クルアーン的意味における不正とみなされるからである。すべての法学的典拠を参照すれば明らかなように、イマーム派の法学者たちは、みなこの規定について一致した見解を採っている。

またアル＝ジャジーリーによれば、マーリキー派の法学者たちは、貸付主が自分に利得を生じせしめる条件を貸付金に付与することを禁じており、シャーフイー派の法学者たちは、貸付金は貸付主に利得を得さしめる条件がつけば無効となるとしている。同様にハンバリー派の法学者たちは、貸付契約において、貸付主に利得を得さしめるような条件を加えることは許されないとしている<sup>(8)</sup>。

またイブン・クダーマは次のように述べている。「もしも貸付金に、貸付主に対して家を貸すこと、あるいは何かを売ること、あるいは借主が(将来)再び借りることといった条件を付すならば、これは許されない。」

アル＝ブハーリーの伝えるところでは、アブー・ブルダがアブー・ムーサーから次のように聞いている。「私はマディーナに到着し、アブドッラー・イブン・サラームに出会った — 中略 — そして彼は私に言った。『あなたはリバーが広く行なわれている土地にいる。だから誰かに貸しがある時、その者がイチジクの籠、あるいは麦の籠、飼葉の籠を贈り物に持ってきて、受け取ってはならない。それはリバーである』<sup>(9)</sup>」

9. 預言者のハディースに次のようにある。「最も悪しき利得はリバーである。それを食べた(利子を取った)者は、アッラーが(来世において)食べた分だけ腹の中を火獄の炎で満たすであろう。(利子によって)財をなしたならば、彼の行いからはアッラーは何も受入れず、彼はアッラーと諸天使の非難の中にあり、彼の手元には(財産や善行の)一片も残らない。」

10. 有償の依頼は、イスラーム法において有効である。それは、依頼された合法的行為がなされた場合に、報酬の支払いが義務となるものである。例えば、「失くなった私の本を探した者には一ディナールを与える」「私の着物を縫った者には一ディルハムを与える」と言った場合、この一ディナールあるいは一ディルハムは、本または着物の所有者が、有償の約束がなされている特定の労働を実現した者にたいして支払う義務の生じた報酬である。この報酬は、一ディルハム、一ディナールというように定額である必要はない。

その性質によって額の定まっていない報酬を設定することは、例えば「私のこの土地を耕作した者には収穫の半分を与える」「私は、自分の失くなったペンを見つけてくれた者と、それを半分ずつ共有するであろう」と言う場合のように、許されている。これについては、アル＝アッラーマ・アル＝ヒッリーが『法学者たちの記録』<sup>40</sup>で、またその息子（アル＝ムハッキク・アル＝ヒッリー）が『明解の書』で、“殉教者”が『諸方法論』の書で、そしてアル＝ムハッキク・アン＝ナジャフィーが『言説の真髓』において、明言している。

有償の依頼と雇用契約の法学的な差異は、次の点にある。— 例えば着物を縫わせるためにある個人を一定の報酬で雇用した場合、雇用契約の力によって雇用者は、被雇用者から得られる利得のうち特定のもの、この場合には着物を縫うという労働による利得を所有することになる。また、被雇用者は、契約に明示されている報酬を手にする。これにたいして着物を縫った者に一ディルハムを支払うという有償依頼がなされた場合には、労働がなされぬ限り、仕立てという労働の結果を少しも所有している訳でもなく、仕立屋にしても依頼者にたいして要求しうる何かを所有している訳ではない。ただ仕立てが完了した場合に、その報酬として約束された一ディルハムが、依頼者から仕立屋に支払われなければならないだけである。

11. すでに第6項において述べたムダーラバは、法的には売買による商業活動の分野に限られている。したがって商品または貨幣の所有者は、特定の労働者との間で、彼の財産を用いて商取引を行なうよう合意することができる。そのさい彼は、自分の商品を販売させたり、あるいは自分の貨幣で商品を購入し、それを売らせることができるが、その利潤は、第6項で検討したように労働者との間で比率にしたがって分割される。

要するに法学的に売買行為と規定される商業分野以外においては、ムダーラバは成立しない。したがって例えば生産用具の所有者が、それを利用することを前提に労働者とムダーラバ契約を結ぶ権利はない。自分の道具を利用

するよう労働者に手渡しても、その道具を使って生産活動が生み出す利潤から、自分の取り分として利益分配を定める権利もなければ、生産を比率に応じて獲得する権利もない。

それゆえにアル＝ムハッキク・アル＝ヒッリーは、『イスラームの諸法』の書のムダーラバの章で次のように述べている。網の所有者がそれを労働者に、たとえば漁獲の三分の一を受取る条件で貸与し、労働者が漁を行なったとしても、これはムダーラバではない。漁獲物はそれを獲得した漁師のものであり、道具の所有者にはそこからは何も与えられない。ただし漁師は、道具の果した貢献にたいして報償を支払わなければならない<sup>(11)</sup>。

同じ規定を正しいとして、ハナフィー派の法学者アッ＝サラフシーは、次のように述べている — 「もしある者が他の者に、それをういて漁をし、獲れたものは両者の間で分割するとの了解のもとで網を貸与した場合でも、かりに大きな漁獲があったとしても、すべては漁を行なった者の所有となる。獲物を所有すべき者は、漁師であって道具ではなく、それは彼のものとなる。彼は漁にあたり、他人の道具を、その所有者に報償を支払う条件で使用している。道具の所有者は受動的（自ら働かない）であり、彼には道具に相応しい報酬を漁師から受ける権利がある<sup>(12)</sup>」

以上によって、道具を提供することで生産活動に参加するだけでは、道具の所有者が利潤を共有することは正当化されないことが理解される。所有者が労働者と利潤を共有することが許されるのは、利潤の共有を前提として商品あるいは貨幣を提供し、売買というかたちでこれらを活用させる場合なのである。

また、生産用具（の提供）という点でムダーラバおよび利潤の共有が許されないのと同様に、同じかたちで第三項で見たような農耕契約を行なうことも許されない。ある個人が、すきや牛、その他の機材といった生産の道具を提供しただけで、農業生産物を労働者と共有することは許されない。この共有が許されるのは、土地と種子の両方を提供した者にたいしてであることは、

前述のアッ＝シャイフ・アッ＝トゥーシーの原文から明らかにされたところである。

12. 土地または生産の道具を特定の報償をもって賃借したのちに、それよりも多額で他の者に貸与することは、増額を正当化するような労働を土地または道具にたいして行なっていない限り、許されない。例えば土地を十ディナールで賃借しそれを誰かにまた貸して、土地の所有者に支払った十ディナールよりも高い報償を要求することは、この差額を正当化するような労力をこの土地およびその改良、施肥などに費していない限りは、許されない。

一群の権威ある法学者たち、すなわちアッ＝サイイド・アル＝ムルタダー、アル＝ハラビー、アッ＝スッドウーク、イブン・アル＝バラージュ、アッ＝シャイフ・アル＝ムフイード、アッ＝シャイフ・アッ＝トゥーシー<sup>(13)</sup>といった人々が、この点に触れた多くのハディースにのっとり、この規定を別なかたちで明言している。次に、ハディースのうちのいくつかを掲げよう。

(1) スライマーン・イブン・ハーリドによれば、アル＝イマーム・アッ＝サーディク — 彼に平安あれ — は言っている。「わたしは石臼を賃借し、さらにそれを自分が賃借した額よりも高く貸与することを嫌う。ただ、石臼に何か手を加えた場合を除いて。<sup>(14)</sup>」

(2) アル＝ハラビーはこう伝えている。「私はアッ＝サーディク — 彼に平安あれ — に、私は土地を（収穫の）三分の一または四分の一（を渡す約束）で受け取り、それを（収穫の）二分の一（をもらう約束）で（他の者に）引き渡しますが（その裁定はいかがでしょうか）と尋ねた。彼は、差しつかえないと答えた。私は、では千ディルハム（の約束）で受け取り、二千（ディルハムもらう約束）で渡すことは、と尋ねた。すると彼は、許されないと答えた。私がなぜでしょうかと尋ねると、彼は答えた。後の場合は保証があり、前の場合は保証がないからだ。<sup>(15)</sup>」

(3) イスハーク・イブン・アンマールはこう伝えている。「アッ＝サーデ

イク — 彼に平安あれ — は言った。あなたが土地を金または銀（の支払いの約束）で受け取ったならば、それ以上の額（をもらう約束）で（他の者に）渡してはならない。もし（収穫の）二分の一や三分の一（の約束で）受け取ったならば、あなたが（土地の所有者に）与える以上のもの（をもらう約束）でその土地を渡しても構わない。なぜなら、金と銀は保証されたものだから。」

(4) イスマーイール・イブヌル＝ファドル・アル＝ハーシミーはこう伝えている。「私はジャアファル・イブン・ムハンマド・アッ＝サーディク — 彼の上に平安あれ — に尋ねた。ある者がスルターンよりハラージュの土地を一定額のディルハムの支払いあるいは一定量の食物の供与を条件に借り受け、次にそれを貸し付け、耕作する者に（収穫を）二分の一、あるいはそれより多い、もしくは少ない比率で渡すよう条件をつけ、それによって土地から差額分の利益が残る場合、これは正当な行いでしょうか。すると、その通り、もし彼ら（耕作者）のために用水を掘り、あるいは彼らの助けとなる働きをすれば、それ（差額）は彼のものである、と答えた。<sup>16</sup> さらに私は尋ねた。ある者がハラージュの土地からある区画を一定額のディルハム、あるいは定量の食物をもって借り受け、さらに小さく区画して一区画ずつ定量の何かをもって貸し付け、自分でなにも出費せずにスルターンから借り受けた土地から利益をあげたとします。もしくは種子と（肥料の）費用を与える条件でその土地をひとまとめに貸し付け、その契約から利益が残り、そして土地の一部を自分で使うかもしれないし使わないかもしれない、という場合はいかがでしょうか。彼は答えた。もし、あなたが土地を借り受けて、そこに何か費すか、あるいは施肥したのであれば、あなたの言ったことは（行なっても）差しつかえない。」

(5) アブー・バシールはこう伝えている。アッ＝サーディク — 彼の上に平安あれ — は言った。「あなたが土地を金または銀（を支払う約束で）受け取ったならば、それ以上の額（をもらう約束）で（他の者に）渡してはならない。なぜなら、金と銀は保証されたものだから。」

(6) アル＝ハラビーはこう伝えている。「アッ＝サーディク — 彼の上に平安あれ — は、家を借り受けたのちに自分が支払う以上の額で他の者に貸与した者に関して、こう言った。 — 家になにか手を加えたのでなければ、それは許されない。」

(7) イスハーク・イブン・アンマールの伝えるところでは、アル＝イマーム・ムハンマド・アル＝バーキル — 彼の上に平安あれ — はこう言っていた。「家、あるいは土地、船を借り受けたあとで、自分が支払う以上の額で貸与することは、(家、土地、船に)何らかの改善をほどこした場合には、差しつかえない。」

(8) サマーアはこう言ったと伝えられている。「私はイマームに尋ねた。ある者が五〇ディルハム、あるいはそれ以上もしくは以下の額で、羊に草をはませるための牧場を買った(借り受けたの意)場合に、彼とともに羊を飼っている者が一緒にこの牧場を使いたいと望んだならば、牧場に入れる前に彼らから料金を取ることができますか。するとイマームは答えた。望みの者を、自分が支払った額の一部(を支払わせる条件)で入れさせてよい。もしも四十九ディルハムを取って共同使用させるならば、自分の羊(の分)は一ディルハム(だけの支払い)で済む。もし共同使用以前に、自分が一カ月、もしくは二カ月、またはそれ以上羊に草をはませていたとしても、それを彼らが承知していれば差しつかえない。しかし五〇ディルハムで売って(再貸与の意)おいて、彼らとともに自分の羊に草をはませる権利はない。五〇ディルハム以上で売って(再貸与して)彼らとともに自分の羊に草をはませることもできない。ただし、牧場にたいしてなにか手を加えた場合は別である。当然のことだが牧場の所有者の了承のもとに、井戸あるいは用水を掘ったのであれば、自分が借り受けた額以上で売る(再貸与する)ことも差しつかえない。それは牧場にたいして手を加えたからで、それによって(五〇ディルハム以上での再貸与も)許される<sup>(17)</sup>。

また、アル＝ジャジーリーによれば、ハナフィー派の法学者たちは、ある

者が家または店舗を特定の額、たとえば月額一ギネーで賃借した場合、他の者にそれ以上で貸与することは許され<sup>19</sup>ないとしている。これは、上述のイマーム派の法学者たちと同じ立場である。

ハナフィー派のアッ=サラフシーは『包括の書』において、アッ=シャアビーが、家を借り受けて自分が支払う以上の額で貸与する者に関して、もし入口を新たにつけるなり、ふさぐなり、家具をどかすなりすれば、そうしても差しつかえなく、差額の利益を得てもよい、としたと述べている。アッ=サラフシーはこれを注釈して述べている。「ここから明らかなことは、入口の取付け、家具の移動といった労働をしたならば利益を求めることは許され、この利益はその労働に対応するものとなる。」この利益については、初期の学者たちの間に見解の相違があった。……イブラーヒームはこの利益を、家に<sup>19</sup>なにかを付加するのでなければ容認せず、もしなにかが加えられたのであれば利益の取得も良しとした。われわれは、イブラーヒームのこの見解に従っている。

また土地あるいは生産用具を賃借した者が、より高額<sup>19</sup>の賃借料で再貸与することが許されないのと同様に、なんらかの仕事を特定の金額で引き受けたのちに、別な者を雇用して、初めの合意で得る報酬より少ない金額でその仕事を与え、二つの報酬の差額を自分のもの<sup>19</sup>にすることは許されない。

ムハンマド・イブン・ムスリム<sup>19</sup>の伝えるハディースによれば、彼がアッ=サーディク — 彼の上に平安あれ — に、仕事を請負って、自分では労働せずに他の者にそれを与えて利潤を得ることについて尋ねると、アッ=サーディクは、なにほどこかの仕事をした場合を除いては、それはいけないと答えた。また別のハディースによれば、アブー・ハムザが、アル=イマーム・アル=バーキルに、仕事を請負い、自分では労働せずに他の者に与えて利潤を得ることについて尋ねると、彼はそれは許されないと答えた。三番目のハディースでは、アル=イマーム — 彼の上に平安あれ — は、仕立屋が仕事を請け負い、布を裁ったあとで、それを他人に縫わせて利益を得ることについて問

われて、(自分でも)労働したのであるから差しつかえないと答えている。またムジュミウはこう伝えている。「私は、アブー・アブドゥラー・アッ＝サーディク — 彼の上に平安あれ — に尋ねた。私が着物の仕立てを請負い、その仕事を若者に(報酬の)三分の二(を分ける条件)で与えたら、いかがでしょうか。すると彼は尋ねた。君は仕事をしないのか。私は答えた。布を裁ち、糸を買います。彼は、(それならば)差しつかえないと答えた。」また別のハディースでは、貴金属商が、アブー・アブドゥラー・アッ＝サーディク — 彼の上に平安あれ — に尋ねている。私が仕事を請負ったあとで、私と一緒に働いている若者にそれを(報酬の)三分の二(を分ける条件)で与えてもよいでしょうか。するとアル＝イマーム — 彼の上に平安あれ — は、あなたが彼らとともにその仕事にたずさわるのでなければ、それは許されないと答えている。<sup>20</sup>

#### 注

- (1) 受注者とは、他人の所有する土地を使用して労働する者を指す。
- (2) アッ＝シャイフ・アッ＝トゥーシー・ムハンマド・イブン・アル＝ハサン『法学における見解の相違』 第1巻705ページ
- (3) イブン・クダーマ 『ムグニー』 第5巻348ページ
- (4) アッ＝サイイド・アル＝アーミリー『偉業の鍵 — 諸規定の原則・注解』 第8巻360ページ参照
- (5) 『イスラームの諸法』 第2巻143ページ(新版)
- (6) アッ＝シャイフ・アル＝フル・アル＝アーミリー 『シーア派の諸手法』 第13巻101ページ(新版) ムダーラバの章第14項

- (7) 『ムグニー』 第5巻42ページ
- (8) 『四学派法学大全』 第2巻342～345ページ
- (9) イブン・クダーマ 『ムグニー』 第4巻286～287ページ
- (10) アル＝アッラーマ・アル＝ヒッリー 『法学者たちの記録』 有償依頼の章 第4節 第1問 および『諸規定の原則』 石版200ページ また、その他のここに言及されている典拠を参照のこと
- (11) アル＝ムハッキク・アル＝ヒッリー 『イスラームの諸法』 第2巻139ページ  
(新版)
- (12) アッ＝サラフシー 『包括の書』 第22巻35ページ
- (13) アッ＝シャイフ・アッ＝トゥーシー 『包括の書』 第3巻226ページ参照
- (14) アル＝フル・アル＝アーミリー 『諸手法の書』 第13巻259ページ  
続くハディースについては、同書の同じ個所に続くページを参照
- (15) このハディースと次のハディースに示されている問題の注釈を要約すれば、それは賃借契約（人間が対象の場合には雇用契約と訳されている＝訳者）と農耕契約の違いである。すなわち賃借契約の場合には、ある個人が土地を例えば百ディナールで賃借したとすれば、土地にたいしてなにか手を加えない限り、それを他の者に百ディナール以上で再貸与することは許されない。しかし農耕契約の場合には、労働者が土地と種子の所有者と、その土地を耕作し、作物について例えば50パーセントを取り分として共有すると合意したのち、さらに実際に耕作を行なうもう一人の労働者に土地を渡して、彼には例えば30パーセントを与え、結果として20パーセントを自分のものとして取得することが許される。

賃借契約と農耕契約のこの差異を説明するために、ハディースは「後者は保証され

ており、前者は保証されていない」というかたちで正当化している。ここで言わんとしているのは、次のようなことである。自分以前に賃借した者、すなわち第一の賃借者から土地を賃借する第二の賃借者は、第一の賃借者にたいする賃借契約の中で、合意した報償を保証している。すなわちそれは、契約そのものの中で保証されている。それにたいして、農耕契約によって賃借者から土地を受け取る農民は、農耕契約の中で第一の賃借者にたいしてなんらかの保証をすることはない。そのため、農耕契約の結果として第一の賃借者が獲得するものは、農耕契約そのものの中では保証されていない。ところでヘディースの意味することは、次のようになるであろう。自分が支払う賃借料より大きな額で貸与することによって第一の賃借者が獲得する差額は、賃借契約そのものの中で保証されている。しかしスラーム法によれば、労働に対応する保証された利得しか認められていない。したがって、この保証された利得を正当化するために、契約以前になんらかの（土地にたいする）労働がなされていなければならない、としているようである。そして（農耕契約において）、耕作者が例えば収穫の二分の一を渡す場合に賃借者が獲得する差額は、農耕契約そのものには保証されていない。したがって農耕契約が結ばれる以前に、この利得を正当化するような第一賃借者の労働が、土地にたいしてなされる必要はないのである。

(16) このヘディースは次のようなことを意味している。「ある者が土地を百ディルハムで賃借して、収穫を特定の比率で共有する条件でそれを他人に渡して耕作させた場合に、その率を二分の一と仮定したとする。そしてこの二分の一が百ディルハムを越えるならば、賃借者はその超過分を、用水の掘削やそれに類する労働を土地にたいして行っていない限りは、取得することができない。

多くの法学者たちは、次のように注釈している。このヘディースは、農耕契約と賃借契約の差異を消滅させるものである。すなわち賃借者が、（自分は）より少額の地代で借りることによって二つの地代の差額を労働せずに得ることが許されないのと同様に、このヘディースの規定によれば、農耕契約においても賃借者は、契約の結果生じる差額を自分のものとするとはできない。

それゆえこのヘディースは、彼らの見解では、前述の二つのヘディースと矛盾する。二つのヘディースは、農耕契約と賃借契約の差異を確認して、賃借契約の場合の二つの報償（地代）の違いが生み出す差は労働の付加によるほか認められないが、二つの農耕契約における率の違いが生み出す差は認められる、としているからである。

しかし実際には、これらのハディースはたがいに調和しており、その間に矛盾はない。それを、法学的方法にもとづいて明らかにしてみよう。先の二つのハディースは特定の側面を取り扱っている。それは、賃借者と土地の所有者の間の合意と、賃借者と労働する者の間の合意の二つの合意の間の差である。土地の所有者と実際に労働する者の間にいる中間賃金者が獲得する利潤は、この差の結果である。この側面に関する二つのハディースの取扱いは、以下のごとくである。土地の所有者と実際に労働する者の間に立つ中間者の獲得する利潤は、二つの農耕契約の間の差の結果であるが、これは合法である。その点は、労働する者がより低率の取り分で耕作する以前に、中間者が土地にたいして労働をしていなくとも、変わらない。他方利潤が二つの地代の差の結果であれば、これは、賃借者がより高額で貸与する以前に、土地にたいして特定の労働を行なっていなければ、非合法である。

アル＝ハーンミーの伝えているハディースは、中間賃借者が土地にたいして行なう労働、例えば用水の掘削やそれに類することを、実際の労働者との間で合意する農耕契約を有効する一つの条件としている。その結果それは、土地の所有者に支払う額と実際に労働する者から受け取る額との差から生じる超過分を、この中間賃借者が自らの所有することを許容する条件とみなされる。

このことと先の二つのハディースの意味が矛盾していないことを理解するためには、次の点を理解しなくてはならない。

第一点。アル＝ハーンミーのハディースが、中間賃借者が実際の労働者と合意する農耕契約を有効にする条件とみなしている労働は、農耕契約が結ばれたのちの労働であって、それ以前のものではない。それを証明するのは、「その通り、もし彼ら（耕作者）のために用水を掘り、あるいは彼らの助けとなる働きをすれば、それは彼のものである」という言葉である。つまり彼らのための掘削、彼らのための労働、それによる彼らにたいする援助は、これらの労働が、彼らと農耕契約の合意がなされたのちに行なわれることを意味している。もし賃借者が、実際に耕作してくれる個々人を見出す前に用水を掘ったのであれば、この掘削は、彼らにたいする援助であり、彼らのための労働であるとは形容されないはずである。したがってこの表現は、このハディースで条件とされている労働が、契約後の労働であることを証明している。一方先の二つのハディースで、より高額の地代で賃借契約を結ぶことの有効性の条件とされている労働は、賃借者が土地を自分が支払った以上の地代で貸与する以前に行なう労働である。

第二点。このハディースは、この契約によってかならず超過分が出るとは仮定していない。超過分は合意によるのである。なぜならば賃借者は、土地を一定額の報償をもって借り受け、次に耕作を委せた労働者と、収穫を半分ずつ共有することに合意するが、二分の一というのはその性質上定まった量ではない。賃借者の支払った報償を下回る可能性もあるし、また等しくなるか、超過する可能性もある。つまりハディースが語っている超過分は、契約の性格上は必然的なものではない。というのは、この契約はその性格上、実際に労働する者が中間賃借者にたいして、後者が土地の所有者に支払った報償よりも多く支払うよう義務づけるものではないからである。契約により労働する者が義務づけられているのは、中間賃借者にたいして収穫から一定の比率分を渡すことで、その量や、それが土地の所有者が中間賃借者から受け取る報償よりも多いか少ないかなどは、まったく考慮されない。

この二点を認めれば、アル＝ハーンミーのハディースにおいて中間賃借者に労働が条件づけられているのは、土地の所有者に支払う報償と、実際の労働者から受け取る比率——それをここでは二分の一と仮定したが——との間の差の結果として、中間賃借者が獲得する超過分を正当化するためではない、とすることができる。中間賃借者に労働を条件づけているのは、超過や欠損にかかわりなく、農耕契約の有効性を確立させ、私的契約であるものの法的構成要素を整えるためなのである。これは次のような法学的主張にもとづいている。農耕契約においては、土地の所有者は土地を提供するだけでは十分ではない。契約が有効なものとなるためには、土地以外のなんらかの責任を負わなければならない。これは、第3項でアッ＝シャイフ・アットゥーシーから引用した法学的典拠が証明しているところである。この法学的典拠では、種子が土地所有者の義務とされていた。アル＝ハーンミーのハディースの中の典拠が取扱っている義務づけにおいては、中間賃借者が耕作を受け持つ労働者にたいして種子の責任を持つとは前提されていなかったため、耕作を受け持つ労働者ととも労働に参加することを義務づけなければならなかったのである。

ここから、土地の所有者——所有者本人、または用益権者——は、労働する者と農耕契約を結ぶさい後者に、労働あるいは種子やそれに類する費用の支出をもって協力しなくてはならず、たんに土地を与えるだけでは不十分であると結論される。

このような観点から眺めれば、アル＝ハーンミーのハディースの解釈は、その表面上の内容と矛盾するものではないし、また先の二つのハディースが規定している農耕契約と賃借契約の間の差異にも適合する。その理由は以下のごとくである。賃借者が自分が借りた

以上の地代で土地を貸与することを可能にする労働は、賃借契約においては契約に先行する労働であり、その機能は二つの地代の差額を正当化することにある。これにたいして賃借者が、さらに他の者と例えば収穫の二分の一を条件に、農耕契約を結ぶことを可能にする労働は、中間賃借者が契約の後に行なう労働である。その機能は、たんに差額を正当化するものではなく、農耕契約そのものを正当なものとするところにある。

(17) ここで「売る」という言葉の意味は、この語の狭義の意味、売却をさすものではない。文中に「当然のことだが牧場の所有者の了承のもとに、井戸あるいは用水を……」とあるからである。これは、牧場には、他に所有者がいることを示し、羊飼いが実際に牧場を買ったと仮定すると矛盾する。それゆえ「売る」という言葉も、広義の意味に理解しなければならない。これはおそらく、賃借契約を指しているであろう。

(18) 『四学派法学大全』 第3巻117ページ

(19) アッ=サラフシー 『包括の書』 第15巻78ページ

(20) これらのハディースは、アル=フル・アル=アーミリー 『諸手法の書』 第13巻  
265～266ページ参照

## 理論

生産活動を行なう以前に、他人の所有物とはなっていない物資を対象とする労働の理論的側面については、すでに検討した。その結果、生産に後続するものの配分に関するイスラーム的理論によれば、このような場合、生産活動によって生まれた富は、すべて労働する者に与えられることが完全に明らかになった。物質的諸要素は、この富にたいする権利を一切持ちえない。それらは生産者に奉仕する諸力であって、人間と同次元にはなく、生産者から報償を受け取るが、生産物を共有することはないのである。

同時にわれわれは、他人の所有物となっている物資を対象とする労働についても、検討を加えた。労働する者が羊飼いの所有する羊毛を紡ぐような場

合を例にとれば、イスラーム的理論に従えば、このような状態においては物資はその所有者のものであり続けることが明らかとなった。労働、ならびに生産活動を構成する物質的諸要素のいずれも所有権の分配を受けることはない。ただし物資の所有者は、これらの諸要素にたいし、物資を転換、発展させる上でなされた貢献の報償を支払わなければならない。

ところでここでは、新たな上部構造から、このような場合に生産の諸要素が獲得する報償を検討し、その範囲と種類を明確にして、その理論的基礎を明らかにするよう努めたい。

生産の諸要素 — 労働、土地、生産用具、資本 — が取得を許されている報償の種類を規定することにより、イスラームが生産要素の所有権の結果として認める利得がどの程度のものであるか、また生産要素の所有権に立脚するこの利得がいかなる理論的根拠で正当化されるかという点も明らかになるであろう。

## 1. 上部構造の概要

新たな上部構造を略述するにあたって、まず上部構造から導かれる一般的な結論を要約し、続いてそれらを相互に関連させる理論的構成に統合することにしよう。

イスラーム法に即したこの上部構造にしたがえば、労働にたいして与えられるべき報酬を定めるにあたり、二つの方法が認められている。そして労働する者は、いずれかを望みにしたがって選択する権利を与えられている。

第一の方法は報酬であり、いま一つは利潤または生産物の共有である。労働する者は、労働報酬として種類、数量の定まった財を求める、あるいは利潤と生産物の共有を要求して、財の所有者と利潤または生産物からの取り分を比率で定め、労働の報酬とする権利をもつ。第一の方法の特徴は、保証という要素である。つまり労働者が一定額の財、すなわちここで賃金、報酬と

呼ばれるもので代償を受け取ることに満足であれば、財の所有者は、労働の成果と生産が生み出した利得ないし損失のいかんにかかわらず、この額も支払わなければならない。一方、労働者が、より大きな報酬が得られるものと期待して、生産物と利潤を比率によって財の所有者と共有したいと提案するならば、その運命を自分の実践する生産活動と結合させたことになり、これによって保証は消失する。利潤がまったくなければ、何一つ獲得できない可能性もあるからである。しかし保証を放棄するかわりに、多くの場合定額の報酬を上回る、上限なしの代償を手に入れることになる。要するに利潤あるいは生産物は、量的に増減するものであり、労働の代償を利潤または生産物の一定率とすることは、報酬がその増減に応じて増減することを意味している。このように二つの方法はそれぞれに特徴を備えているのである。

イスラームが第一の方法、つまり報酬を、雇用契約の諸規定の法制化によって制度化している点は、第一項で検討した通りである。そして、第二の方法、つまり利潤または生産物の共有の制度化は、農耕契約、灌漑契約、ムダーラバ契約、有償依頼の諸規定の法制化によって行なわれた。これは、第3、5、8、6項で扱われている。農耕契約においては労働者は、土地と種子の所有者と、土地を使用してその種子の栽培を行ない、収穫を両者の間で分割すると取り決めることができる。また灌漑契約においては労働者、果樹の所有者と契約を結んで灌漑の義務を負う代わりに、果実を一定率で受け取ることができる。ムダーラバ契約においては労働者は、財の所有者のために彼の商品を運用して、その利潤を分割することができる。また有償依頼においては、例えば材木商が自分の材木で寝台を製作した者には、寝台の価格の二分の一を与えるといって公募することができる。そのさい労働者の受け取る報酬は、彼が実践する生産活動の成果と連動している。

労働者の報酬を決定する二つの方法のいずれにおいても、財の所有者は損失のたとえごく一部でも、労働者に負わせることはできない。損失はすべて、財の所有者の負担となるのである。ムダーラバの場合には、損失が生じた場

合の労働者の決済は、彼の労役がすべて無駄に終わるということである。

生産用具、つまり生産活動の中で使用される諸物資や機材、例えば羊毛を紡ぐ場合の紡績機、土地を耕す場合のすきについて言えば、その代償は、イスラーム法的には一つの方法、すなわち報償に限られる。したがって例えば誰かが他人の所有するすき、あるいは網を使用したいと望む場合、上部構造の第2項で述べたようにすきまたは網をその所有者から賃借することができる。しかし、すきまたは網の所有者は、利潤を共有するかたちで代償を要求することはできない。労働には認められている、比率に応じた利潤の受け取りは、生産用具には禁じられており、道具の所有者にはその道具をもとに、労働者とムダーバラ契約を結ぶ権利はない。例えば、漁網を漁師に渡して漁をさせ、漁獲物を共有することはできない。これは上部構造の第10項に見た通りである。同様にすきまたは牛、あるいは農耕機材の所有者が、農耕契約を結んでそれらを農民に渡し、それを使用させて収穫を分割することも許されない。これは上部構造の第3項で検討したもので、アッ=シャイフ・アッ=トゥーンの法学的典拠が、農耕契約は土地と種子の提供者と労働を提供する二者間で行なわれるものである、としている点についてはすでにふれた。前者が生産用具だけを提供しても、契約が成立するには十分ではないのである。有償依頼に関しても同様である。第8項で見たように、木の寝台を製作する者は、利潤を材木の所有者と共有することができ、材木の所有者は自分の材木から寝台を製作した者に利潤の二分の一を与えることができる。しかし有償依頼によって、材木を切断して寝台を組み立てるのに必要な生産用具を提供した者に、利潤の二分の一を与えることは許されない。なぜならばイスラームにおける有償の依頼とは、依頼者が、実現を望んだ労働にたいするものとして予め量、額を定めた代償を表わすもので、なされた貢献にたいしてその種類を問わず支払う代償を意味する訳ではないからである。

いずれにしても生産用具は、利潤から分与を受けることはなく、報償を受け取るだけである。つまり道具の所有者から発生する利得は、労働から発生

する利得よりも範囲が狭い。労働には二つの方法による利得が許されているのにたいして、それには一種類しか認められていないのである。

生産用具と対照的なのが、商業資本である。それは報償にもとづく利得が許されない点で対極的であり、貨幣の所有者はそれを利子を取って貸付けることはできない。すなわち労働者に貨幣を貸付けてそれを運用せしめ、それによつて労働者から報償を受け取ることはできない。なぜならば報償は保証をその特徴としており、活動の結果およびその中に含まれる損失と利潤とは関係なく支払われる。第8項にあるように、前述のような利得はイスラーム法で禁じられたリバーである。貨幣または商品の所有者に許されているのは、その財を労働者に貸与して運用せしめ、損失は単独で負担し、活動から利潤が生じた場合にはその利潤を比率に応じて分割することである。つまり利潤の共有および損失の自己負担が、商業資本が採りうる唯一の方法なのである。

ここから生産用具と商業資本が、法的に認められた利得方法において対極をなしていることが理解される。それぞれに別な方法が割り当てられており、他方労働者にはそれら両方の方法が認められている。

土地については、生産用具と同様で、報償にもとづく利得は許されるが、農業生産活動の結果である生産物と利潤を共有することは許されない。

確かに農耕契約において、土地の所有者は比率に応じて利潤を共有する。しかし第3項のアッ=シャイフ・アットゥーシーの法学的典拠が、労働者と土地、種子の提供者との間に農耕契約が認められると述べていることから解るように、農耕契約における土地の所有者は、アッ=シャイフ・アットゥーシーの見解では、上記の典拠から明らかなように同時に種子の所有者であり、彼が収穫を共有することは土地に依存しているのではなく、物資、すなわち種子の所有権にもとづいているのである。

## 2. 利得は費やされた労働にもとづく（労働利得権の原則）

上部構造を略述し、その基本的特質を要約したのちには、それらの特質を相互に関連させ統合するイスラーム理論の思想的側面を了解し、同時に生産要素の所有権から発生する利得の多様性を明確にして、そのあるものの許容と他のものの禁止を正当化する原則が何であるかを理解することは容易であろう。

上部構造の法則のすべてがそこに収斂または結節する原則は、利得は事業の全過程のどこかで費やされた労働にのみもとづくものであり、費やされた労働は、労働者が労働を提供した事業主から報酬を獲得することを正当化する唯一の基本的根拠であり、労働を費やすことで全過程のどこかに参加することなしには利得は正当化されない、というものである。

この原則は、肯定的な側面と否定的な側面を含んでいる。つまり、この原則は、肯定的な面においては、費やされた労働にもとづく利得は許容されると決定し、否定的な面においては、全過程のどこかで費やされた労働に依拠しない利得を無効と決定するのである。

## 3. 原則の肯定的側面

この労働利得権の原則の肯定的側面は、第1項、第2項の雇用賃借契約の諸規定に反映されている。そこでは、特定の事業における労働のために雇用された被雇用者は、その事業において費やす労働の代償として報酬を獲得することが許されている。

また、生産用具の所有者は、それを他人に貸与して事業で使用せしめ、それにたいして特定の報償を事業者から獲得することができる。これは道具が蓄積された労働を体現しており、それが生産活動において使用されると、その労働が分解し、放出されるという観点によるものである。例えば紡績機は、

用意された木片から紡績のための道具を作るという特定の労働の体現物であり、その中に蓄積された労働が紡績の作業の中で段階的に消費されるのである。道具に蓄積された労働の消費の結果として、紡績機の所有者には利得を獲得する権利が生じる。つまり道具の所有者が手にする報償は、被雇用者が獲得する報酬と同じ種類のものなのである。そのいずれもが、事業において労働が費やされたことにもとづく利得の性格を帯びている。ただし労働の種類には差異がある。事業において被雇用者が費す労働は、費やされる時点において本人が行なり直接的労働であり、実践と消費が同時に行なわれるものであるのに対して、生産用具の使用において消費される労働は、道具の所有者から分離している労働であり、その実践と準備がすでに完了して生産活動において消費されるものである。このことからイスラーム的理論が利得の唯一の源泉とみなしている費やされた労働には、直接的労働だけではなく、蓄積された労働も含まれていることが理解される。つまり労働が費やされ、それが消費されている限りは、費やされた労働の所有者に、事業者との間で合意した代償を獲得する権利があり、それは事業に消費された労働が直接的なものであろうと、分離されたものであろうと変わりはない。

二種類の労働を包含する、費やされた労働にたいするこの定義にもとづいて、われわれは家を生産用具と同様に考えることができる。イスラームは家の所有者に、それを賃貸し、他人の利用に対応する利得を獲得することを認めている。家もまたそれ以前に行なわれた労働を蓄積しており、それは家を利用することによって、よしんば長期間にわたるとしても、消費、消耗される性質のものである。したがって家の所有者には、賃借者がそれを利用することで消費する蓄積された労働に見合う代償を獲得する権利がある。

同様に報償を取って所有者が農民に貸与する農地の場合も、土地の所有者はその権利を、土地を開墾し、土壌を整え、耕地として準備した労働から得ている。そして彼の権利は、この労働が消費され、労働の成果が消失すれば、消失する。それは前述の法学的典拠にある通りで、土地の中に彼の労働が体

現されており、労力が蓄積されている間は、農民から土地の利用に見合うものとして報償を受け取る権利がある。農民による土地の利用は、開墾において彼が費した労働を消費するものだからである。

このようにイスラーム的理論において許された範囲内の報償は、つねに個人の労働に立脚しており、他の個人は事業においてその労働を消費し、それに見合うものとして、消費された労働の所有者に報償を支払う。この段階においては、労働報酬と、生産用具、不動産、農地の報償の間に差異は存在しない。相違は、報償の支払い主と労働とを結ぶ関係の性質にある。賃金労働は被雇用者が生産活動において事業主のために創出、消費する直接的労力であり、一方例えば生産用具に蓄積されている労働は、労働者からの分離および道具の中への蓄積がすでに完了している労力である。それゆえにそれを事業において消費するのは、労働者以外の個人となっている。すなわち、被雇用者が受け取る報酬は、被雇用者自身が実現・消費する即時的労働にたいする報酬であり、道具の所有者が受け取る報償は、本質的には彼が道具の中に蓄積し、事業者が生産活動において消費する、過去の労働にたいする報酬なのである。

これが、生産要素の所有権から発生する利得を説明する原則の肯定的側面である。すでに検討したように、この側面は、報償と生産要素の所有権から発生する利得が許されているすべての分野に反映されている。

#### 4. 原則の否定的側面

(生産)活動の過程で費やされる労働によって正当化されないあらゆる利得を無効とする、否定的側面も、典拠と規定において明確である。第10項の法制的典拠(8)にもとづいて、羊飼いが牧場を50ディルハムで賃借した場合、彼がそれを50ディルハム以上で再貸与できるのは、牧場になんらかの労働、例えば牧場の所有者の了承のもとに井戸や用水を掘るといった労働

をした場合に限られる。その場合にはなんらかの労働を付加しているのだから、自分が支払う以上の額で貸与しても差しつかえなかった。

この典拠は、労働利得権の原則の否定的側面を明白に確認している。なぜならこれは、羊飼いが牧場の再貸与、すなわち本来の牧場の所有者に自分が支払う以上の代価で再貸与することの結果として、牧場にたいしてなんらかの労働を費やさずに利得を獲得することを禁じているからである。これによって井戸、用水の掘削やそれに類する労働という、利得獲得を正当化する労力を費やさない限り、利得または報償を得ることは許されなくなっているのである。

この典拠は最後に、牧場になんらかの労働を行なえば、羊飼いは利得の正当化の根拠を生み出したことになり、彼の獲得する差額は労働から発生することを確認している。「それは牧場にたいして手を加えたからで、それによって（50ディルハム以上での再貸与も）許される。」

この典拠は、このような理由付けならびに利得と労働の連関性によって、労働利得権の原則の否定的側面を確認しようと試みているかのように思われる。羊飼いは、労働によって牧場における新たな利得を獲得することが許され、労働なしには許されないからである。明らかにこの理由付けは、この典拠を労働利得権の原則の基礎とするものであり、たんなる羊飼いと牧場の話における一規定にとどめず、その意味内容は発展して、利得についての一般<sup>(1)</sup>的基礎にまでなっている。

そしてこの典拠の効力ゆえに利得は、被雇用者の労働のような直接的労働によるか、生産用具や不動産あるいはそれに類するものの場合のように、分離され、蓄積された労働によらない限り、許されないものとなるのである。

この問題の本質は第10項の（2）に明らかである。そこでは土地を千ディルハムで賃借した者が、なんの労働もせずにそれを二千ディルハムで再貸与することが禁じられている。この禁止は、それを説明する原則、この禁止が立脚している一般的理由と同義的である。その一般的理由を典拠は、「これは

保証されている<sup>(2)</sup>と述べている。

この理由付けと説明は、典拠の法的規定をたんなる状況における規定から一般的原則の次元まで引き上げるものであるが、これによっていかなる個人も労働することなしに利得を自分に保証することは許されなくなる。労働は、イスラームの理論における利得の正当化の基本的根拠<sup>(3)</sup>なのである。

このような典拠は、原則の否定的側面を直接的に確定しており、同時に前述の上部構造のいくつかの規定がこの側面と関連している。

それらの規定のひとつは、土地、家屋、あるいは生産用具の賃借者が、それらにたいして労働を加えることなしに、自分の負担分よりも高額<sup>(3)</sup>の報償を受け取る条件で再貸与することの禁止である。それはこの措置が、直接的な、あるいは分離した労働なしに差額の利得を可能ならしめるものだからである。したがって例えば、ある個人が家を10ディナールで賃借して、それを20ディナールで他の者に貸与した場合、ここから10ディナールが労働なしに純益として生ずるため、これは先に明らかになった原則にもとづいて当然無効とされる。

また原則と関連する規定のひとつとして、第12項で見たように、被雇用者が、自分がそのために雇用されている職務を他の者に、自分が獲得するよりも少ない報酬で下請けさせることの禁止がある。たとえば着物の仕立てを10ディルハムで請負った者が、この仕事を8ディルハムで他人に下請けさせることはできない。これによって二つの報酬の差額が手元に残り、労働することなく2ディルハムが獲得されるからである。したがってイスラーム法は、労働にもとづかない種々の利得を拒絶する労働利得権の原則の否定的側面を適用して、これを禁止している。着物の注文主に雇用された仕立屋が、他の者に8ディルハムで下請けさせて2ディルハムを手元に残すことが許される事例は、ただ一つである。すなわち自分で作業の一部を実行し、請負った仕立ての一工程を行なう場合には、2ディルハムを得ることは、着物を対象に費やされた労働の結果となる。

上部構造の中に見出される、労働利得権の原則とその否定的側面に関連する三番目の規定は、第6項にあるムダーラバにおいて、財の所有者が労働者に資本を保証せしめることの禁止である。つまり商人が、貨幣や商品のような商業資本を労働者に、利潤の共有を前提として貸与し、運用させようと望むさい、彼は損失が生じた場合に、損失分の補償を労働者の責任として負わせることはできない。

これが意味するところは、財の所有者が労働者と対応するさいに二つの方法があるということである。

第一の方法 — 商業資本の所有権を、労働者が商業活動の終了後に定額の返済を行なうことを条件に、労働者に与える。この場合労働者は、取り決められた返済を保証し、他の法的諸条件が満たされていれば商品取引が利潤を生んだか損失を蒙ったかには関わりなく、その支払いの責任を持つ。しかし財の所有者は、この状態においては利潤を労働者と共有することもなく、取り決められた返済を受ける以外の権利ももたない。それは商業資本が労働者の所有物となっているからで、それゆえ利潤はすべて、物資の所有者である彼のものとなる。第6項にあるように、ハディースはこれを「商人、すなわち財を運用する労働者に責任を負わせる者には、彼の資本だけ（が権利として残るの）である」と述べている。

いま一つの方法は、財の所有者が商業資本の所有権を自分の手元に残し、労働者をその運用のために、利潤の共有を前提として、使用することである。この場合に財の所有者は、この財が彼のものであるため利潤にたいする権利を持つ。しかし彼は、契約の中で労働者に損失を補償する責任を負わせることはできない。これが、上部構造から帰納し、現在論じている労働利得権の原則と関連する規定である。つまり商業における損失は、商業活動において、労働者が財の所有者から分離して財の中に蓄積された労働を消費したことを意味するものではない。家や生産用具の所有者の場合と異なるのは、この点である。家や生産用具の所有者には、誰かに家あるいは道具の利用を許可し

て、その利用中に消費したものについて彼に保証させることが許されている。すなわち誰かが、他の個人の家、または道具を一定期間利用するさいにはそこからなにかを消費するのであり、したがってそこに蓄積されている労働の一部を消費することになり、家や道具の所有者には、彼が消費したものについて補償を要求する権利がある。そしてこの補償は所有者が、費やされた労働に立脚して賃借者から得る利得である。しかし利潤の共有を前提に誰かそれを運用するために財の所有者から百ディナールを受け取った場合には、もしもこの金額で百本のペンを購入し、その後なんらかの理由によるペンの価格、価値の低落のためにそれらを90ディナールで売らざるをえなくなったとしても、彼はこの損失に責任がない。また財から消失した分について、補償する責任もない。なぜならばこの損失は、借受人が商業活動において財およびそこに蓄積されている労働から消費を行なった結果ではなく、ペンの交換価値の低下あるいは市場における価格の低落の結果だからである。したがってこの問題は、借受人がそれを利用するさいに消費して、その結果消費分を補償する義務をもつような、ある個人の蓄積された労働の問題ではない。商業資本の中に蓄積された労働はそのまま残されており、放出された訳でも、消費された訳でもないからである。この場合その価値、価格が低下しただけであり、財の所有者には借受人に補償をさせる権利はない。もしも損失の見返りとして借受人からなんかを得たとすれば、これは労働なしの利得となり、借受人が財の利用において彼の労働をなんら消費していないにもかかわらず、借受人から利得を得ることになるからである。これは労働利得権の原則の否定的側面が、かたく拒んでいるものである。

## 5. 否定的側面とリバーの禁止の関連

現在検討中の労働利得権の原則と、労働者に資本を保証させることの禁止が関連性をもっているのと同様に、上部構造にあるリバーの禁止も、労働利

得権の原則のこの否定的側面を中心に規定されているとみなすことができる。リバーの禁止は上部構造の中でも最も重要なものの一つであり、前述の上部構造の第9項は、イスラームがあらゆる種類の利子をともなう貸付けを禁止していることを説き明かしている。利子を認める資本主義の通念においては、それは資本家たちが商業的・事業その他にたいして貸付ける貨幣資本が、貸付資本につき年率いくらと定められる代償として受け取る報償とみなされている。この代償は利子と呼ばれているが、法律の意味では、不動産用具の所有者たちがそれらを賃貸する結果として獲得する報償とさして相違がない。したがって誰かが家のある期間賃借して住み、その後一定の報償とともに家を返却することができるのと同様に、利子の合法性を認める一般的通念においては、ある個人が一定量の貨幣を商業あるいは消費の目的で使用するために借り受け、その後それを貸与した者に定量の報償をつけて同額、または等価のものを返済することが許される。

イスラームは、利子付きの貸付けを禁止し、他方で不動産や生産用具の貸与から発生する利得を許可することで、貨幣資本と生産用具、不動産の間にある理論的差異を明らかにする。この差異は、イスラーム的理論にのっとり、われわれが検討している労働利得権の原則に立脚して、説明されなければならない。それによってわれわれは、イスラームの経済思想が資本の報償を無効とする、換言すれば、貨幣資本の所有権から発生する保証された利得を無効とし、他方で生産用具の報償を許可し、その所有権から発生する保証された利得を認めている理由を知ることができる。なにゆえに道具の所有者には、道具を基礎に賃貸という方法で、保証された利得を勞せず獲得することが許され、資本家には、貨幣を基礎に貸付けという方法で、保証された利得を勞せず得ることが許されないのであろうか。これは実際に、われわれが解答する義務のある問いである。

実のところ、この問いにたいする解答の立脚点は、われわれの導き出したかたちでの労働利得権の原則とその肯定的、否定的側面において他にない。

生産用具の所有権から発生する保証された利得、つまり報償は、労働利得権の原則の肯定的側面に含まれる。賃借者には、彼が実践する生産活動において道具を使用するさいに、道具の中に蓄積されている過去の労働の一部を消費する権利があるからである。つまり彼が道具の所有者に支払う報償は、本質的には過去に行なわれた労働にたいする報酬であり、それゆえこれは費やされた労働にもとづく利得とみなされ、労働利得権の原則の肯定的側面に従って許容される。他方、貨幣資本の所有権から発生する保証された利得、つまり利子は、同様なかたちで理論的に正当化されるものではない。なぜならば、例えば千ディナールを商業的事業のために一定の利子によって借り受けた商人は、期限がくればこの千ディナールを、そこからなにか一つ消費することなく、債権者に返済するからである。この場合には、利子は非合法の利得となる。それはいささかも費やされた労働に立脚するものではなく、労働利得権の原則の否定的側面に含まれるのである。

このようにして、イスラームの法制における貨幣資本にたいする利子と生産用具にたいする報償の差異は、貸付資本の利用の性質と賃借された生産用具の利用の性質の相違に由来することが理解される。資本を借主が利用しても、その性質上そこから、あるいはそこに体现されている労働からなにかを消費することはありえない。借主は、貸借契約の規定によって期限がくれば同額を支払う責任があり、貸付けられた貨幣と実質的になんらの差もないからである。

他方賃借した道具を例えば生産活動において利用することは、一定程度それを消費し、その中に体现されている労働を消費することにつながる。したがって道具の所有者には、それを使用するさいに消費される労働、労力ゆえに道具の賃貸によって利得を獲得する権利があり、資本家には、その財がまったく消費されなかったかたちで返済されるために、このような利得を獲得する権利がないのである。

上部構造と理論の関連性を明らかにするために以上に掲げた規定の他に、

いま一つの規定を付け加えることができる。それは第9項に述べられているもので、ムダーラバ契約における労働者が、他の者に仕事を下請けさせて、自分が手にするよりも低率の利潤をその者に与えることは許されない、という規定である。この行為の禁止は、明らかに、われわれが検討している労働利得権の原則の否定的側面、すなわち費やされた労働に立脚しない利得の拒否と、完全な一致を示している。つまりこの労働者は、これを行なうことによって二つの率の差を自分の手許に残す訳であり、この差は労働を費やすことなく得た利得となり、一般原則にしたがって当然無効とされるのである。

## 6. なにゆえに生産手段は利潤を共有しえないか

前述の上部構造における利潤共有の諸規定に関して残されるのは、最後の問いだけとなった。この問いに答える準備として、これまでに明らかにされた事柄を要約してみよう。まずイスラームの生産に後続するもの配分の理論においては、利得は費やされた労働に立脚していなければ認められないことが明らかにされた。費やされた労働には二種類ある。被雇用者の労働のように、同時に創出、消費される直接的労働と、家や生産用具に蓄積され、賃借者の居住や利用において消費される労働のように、過去に創出されて賃借者の利用のさいに消費される分離された労働である。さらに貨幣資本の所有権は利得の源泉ではなく、それゆえ費やされた労働にもとづかない利子付きの貸付けが禁止される点も明らかにされた。かくして、固定された報償のすべての種類を包括することができた。その中には家賃のように許されたものがあり、またリバー利子のように禁止されたものもある。そしてそれらにたいして、労働利得権の原則を、その肯定的側面と否定的側面から首尾よく適用することに成功した筈である。ただしこれまでは、前述の上部構造に示されている種々の利得のうち、固定された報償でないものについてはなんら説明を行なわなかった。つまり利潤の共有、およびそれが活動の結果生ずる得

失と連動するという問題である。ムダーラバにおける労働者には、得失いずれの場合においても、財の所有者から受け取る固定された報酬はない。彼は利潤の共有者であって、その利得は活動の結果に応じて増減する。同様に農耕契約、あるいは灌漑契約、あるいは灌漑契約における労働者も、利潤または収穫にもとづく利得を許されている。それは第3、6、8項にあった通りで、初めに労働には二種類の利得の方法、すなわち報酬と利潤の共有が許されている、と述べたのはこのためである。

またムダーラバにおける商業資本の所有者、農耕契約における土地の所有者、灌漑契約における樹木、灌木の所有者にも、利潤にもとづく利得が許されており、これら諸契約における取り決めにしたがって利潤から利益配分を受ける権利がある。この点は、上に示した各項に述べられている。

これにたいして生産用具には利潤の共有が禁じられており、イスラーム法はこれを基礎とする利得を許していない。それには、固定報酬にもとづく利得の機会が与えられているだけである。したがって生産用具の所有者には、生産物または利潤の共有を前提として道具を労働者に貸与する権利はない。前述の上部構造の第11項にあるように、漁網あるいは他の道具を所有する者が、漁の成果を共有する前提でそれを労働者に貸与することは許されず、労働者が漁でなにかを捕えたならば、その漁獲物はすべて彼のものとなり、網の所有者にはそこから配分を受けることはまったくない。

これらは上部構造における明白な特徴であるが、それに関して研究上、次のように問うことができる。

なにゆえに労働には利潤の共有にもとづく利得が許されて、生産用具には許されないのであろうか。なぜ生産用具にはこの種の利得が禁じられる一方で、商業資本、土地、あるいは果樹の所有者にはそれを獲得することが認められているのであろうか。

労働と生産用具の差異、すなわち生産物の共有が労働には許されて生産用具には認められないということは実のところ生産に先行するものの配分理論

に由来している。この理論においては、労働、つまり（自然を）利用する労働の実践が、天然資源にたいする私的権利発生的一般的原因である。イスラーム的な経済思想の観点からすれば、すでに明らかなように天然資源にたいする所有権や私的権利獲得にはこれ以外に原因は存在しないのである。また自然的富というものは、いったん個人が労働の実践によってそれにたいする私的権利を獲得した場合、権利獲得の基礎となった労働の種類が変化しない限り、権利も不変であることも明らかにされている。そしてこの場合他の個人が新たな労働を行なったとしても、同じ富にたいして私的権利を獲得することができないことも、生産に先行するものの配分理論によって詳細に説明された。しかしこれは、新たな労働がその性質において、先行する労働と相違することを意味するものではない。いずれの労働も、それ自体としては労働者が、労働の対象となった物資の所有権を獲得する十分な理由とみなされるものである。新たな労働の影響力が排除されるのは、最初の労働が時間的に先行し、その影響力が新たに労働がなされる以前の時点で、最初の労働者に物資の所有権を与えている、という観点による。最初の労働者の権利は時間的先行を理由とするものであり、それが第二の労働から影響力を取り除いているのである。したがって当然のことながら、最初の労働した者が権利を手放せば、第二の労働は影響力を回復し、その労働の対象を獲得する。これは農耕、灌漑、ムダーラバの契約と有償依頼において全面的に通用することなのである。例えば農耕契約において、労働者は種子を利用し、それを作物に転化、発展させるために労力を費やし、労働を実践する。彼が実践するこの労働は、労働の対象となっている物資、つまり種子が、先行する者すなわち土地の所有者のものとなっているため、彼に作物の所有権をもたらしさない。しかし土地の所有者が、農耕契約において労働者に、その労働の成果を手にすることを認め、自分の権利を例えば物資の二分の一という比率で譲渡するならば、労働者が作物の二分の一を所有することを妨げるものはない。

このような論拠から、労働者による生産物の共有は、本質的には、物資、例えば種子、果樹、あるいは商業資本にたいする彼の労働の役割と、生産に先行するものの配分理論にもとづき彼の労働の実践から発生する権利に他ならないといえる。ただしこの役割、権利は、時として他の個人が享受している時間的に先行する役割権利によって停止させられる場合がある。だがもしも、先行するこの個人が、農耕契約、その他の労働者と財の所有者の間の共同事業の契約によって権利を放棄した場合には、彼の権利放棄の範囲内で、労働の実践の結果として労働者に、物資にたいする権利を与えることを禁ずるものはなにもなくなる。

しかし生産用具は、労働者が契約によって実践する労働とは基本的に異なるものである。例えば土地と種子の所有者と農耕契約で結ばれた農民は、作物の生産において労働を実践し、労力を費やし、契約で許された範囲において作物を所有する権利を持つ。他方網の所有者は、漁師に網を貸与して漁をさせるが、本人は漁業において労働を実践する訳ではなく、魚を捕えるために労力を費やす訳でもない。労働を実践し、労力を費やす者は漁師だけであり、したがって網の所有者が魚獲の所有権を得ることを正当化する根拠は存在しない。なぜなら所有権の獲得を正当化するものは労働の実践であるが、網の所有者はこの権利を獲得するために漁において実際に労働した訳ではなく、また漁師がこの権利を彼に認めたとしても、配分の一般理論に適合しない限り、それだけでは権利を得るのに十分ではないからである。つまりここでは漁師の権利が、網の所有者が魚獲を自分の所有物にすることを阻害しているのではなく、それを正当化する理論的根拠が存在しないことが、網の所有者の権利の獲得を否定しているのである。

このようにして、この側面における直接的労働と蓄積された労働の差異が理解される。直接的労働は、労働者の物資にたいする実践であり、以前からの所有者が時間的に先行する権利を放棄するならば、彼が物資の一部を自分の所有物とすることが正当化される。他方生産用具に蓄積された労働は、道

具の所有者の生産活動における実践ではなく、労働の実践者、例えば漁師が権利を放棄してもしなくとも、彼には物資にたいする所有権はありえない。彼がもちうるのは、生産活動において蓄積された労働が損耗した分にたいする対価、補償としての報償の権利だけである。

この点にてらして、生産物の共有が許されない生産用具の所有者と、農耕契約における土地の所有者やムダーラバにおける商業資本の所有者のような、利潤からの利益配分が許されている者の間の差異も、理解することができる。すなわち利潤あるいは生産物からの利益配分が許されているこれらの所有者は、労働者が労働の対象としている物資を、実際に所有しているのである。土地の所有者は労働者が耕作する種子を所有しており、<sup>(4)</sup> 商業資本の所有者は、労働者が運用する商品を所有している。生産に先行するものの配分理論において明らかにされたように、個人の物資にたいする所有権は、他の個人がその物資を転換・発展させたり、新たな利点を付加したりしても、消失しない。したがって当然のことながら、労働者の労働の対象である物資を所有している限り、種子あるいは資本の所有者は生産物あるいは利潤にたいする権利を持っている。

農耕契約、ムダーラバ契約、灌漑契約などのように、所有者が生産物と利潤の所有権を得ることが許される場合を検討するならば、その結果は、この所有権についてわれわれが提出した解釈の正当性を支持するであろう。それらの場合にはすべて一つの特質、すなわち労働者の労働の対象である物資が以前から財の所有者の所有物になっているという点において、共通しているのである。

#### 注

(1) これはザイド(任意の裁定者)の法裁定(ファトワー)には、彼がムジュタヒド(法裁定に十分な資格をもつ者)でない限り従うな、という言葉と同じ形になっている。この場合、もし彼がムジュタヒドであれば、彼の見解に従うことは許される。それは彼がムジ

ムジュタヒドであるからで、そのイジュティハード（法的判断）によって、彼に従うことは許される。つまりこの言葉に関する通念にもとづく一般的理解は、ある見解に従うことの許否はつねにイジュティハードと結びつけられており、ザイドがムジュタヒドでなければその見解に従うことが許されないのと同様に、それと同じ状態にある者（つまりムジュタヒドでない者）については、ザイド以外でもその見解に従うことは許されないということである。言いかえれば通念は、背後にある理由を見出すことで特定の規定の起源とする特殊性を拘束力のないものとし、利得と労働、もしくはある見解に従うこととイジュティハードの間の連関性を、一般的原則とするのである。

(2) この典拠の全文は、アル＝ハラビーが次のように伝えているといわれるものである。私はアッ＝サーディクに、私は土地を（収穫の）三分の一または四分の一（を渡す約束）で受け取り、それを（収穫の）二分の一（をもらう約束）で（他の者に）渡しますが、（その裁定はいかがでしょうか）と尋ねた。彼は、差しつかえない、と答えた。私は、では千ディルハム（の約束）で受け取り、二千（ディルハムもらう約束）で渡すことは、と尋ねた。すると彼は、許されないと答えた。私が、それはなぜでしょうかと尋ねると、彼は答えた。後者は保証されており、前者は保証されていない、と。」この典拠は上部構造を論じたさいに引用した。

(3) 付録16を見よ。

(4) アッ＝シャイフ・アッ＝トゥーシーの前述の法学的典拠による。

## 第 4 章

### 生産の理論

## I イスラーム思想と生産との関係

生産活動には二つの側面がある。一つは、使用される手段や、活動の対象となる自然、生産過程で費やされる労働といったものに具現していく客観的側面である。もう一つは、精神的動機、活動が意図する目的といったものに具現化する主観的側面である。そのさい活動は、正義に裏打ちされた理念にしたがって実行される。

生産活動の客観的側面は、経済学が独自で、あるいは自然科学との協力によって研究している主題であり、この研究は生産活動の手段や自然を支配している一般的法則を発見し、その発見によって人類がその法則を統御するためのものである。さらにそれは、生産手段の客観的側面を最もよく、最も効果的にシステム化するという目的をもっている。

例えば経済学が、以下のような農業における矛盾した収穫の法則を見出すとする。すなわち労働と資本に関連する補助的投資を一定率増大しても、それに対応する生産の増大が低率であり、投資の役割と生産増の割合の不均衡が続くとする。そのさいには収穫増の矛盾は、収穫の増大と、労働と資本の投下増の割合とが均衡がとれるまで継続する。要するにこのような場合には新たにその土地にたいする投資をふやしても、耕作者にはなんの利益もないのである。この法則は、生産活動に光を投げかけ、生産性の実態を発見することによって労働と資本の浪費を避け、諸生産要素を可能なかぎり多くの収穫をもたらすものに限定することができる。

これに類似の法則に次のようなものがある。すなわち分業は、生産の向上と増大をもたらすというものである。それは学問的に証明済みの客観的事実であり、生産の向上促進に役立てるため生産者に応用されている。

経済学の生産にたいする役割は、その知的成果を介して生産者に、最大の成果と最多、最上の生産をもたらすかたちで生産活動の客観的側面を組織化

させるような諸法則を発見することにある。

この点に関しては、いかなる種類の経済思想も積極的役割を演じてはいない。なぜならば現実的、社会的現象の中で一般的法則や客観的關係を見出すことは、学問の役割に属しており、決して思想、イデオロギーの領域に入るものではないのだから。それゆえ種々の社会は、異なる経済思想に立脚するものであっても、生産の分野においては学問的レベルで協調し、経済学やその他の諸学、またそこからの諸情報の成果を利用している。

思想の積極的役割は、生産活動の主観的側面に現れるが、この側面においては、異なる経済思想をもつ社会の間で思想的矛盾が反映される。なぜならばどの社会も、生産活動について独自の見解をもち、その活動を一般理念にもとづいて遂行し、さまざまな衝動を制限したり、生活に高い理想を掲げるさいに独自の思想的方法にしたがうものだからである。

それではなにゆえに、またどの程度まで生産するのか。生産の背後に意図されるべき目的とはなんなのか。いかなる種類の製品が生産されるのか。生産とその計画を監督する中央権力は存在するのか。この種の事柄が、経済思想の解答すべき問題である。

## II 生産の促進

イスラーム、資本主義、マルクス主義が、思想的レベルで同意する唯一の点がある。それは生産の促進であり、それぞれの思想が容認する一般的枠内での自然の最大利用である。

これらの諸思想はいずれも、この目的の重要性ならびにそれが認める一般的枠内であらゆる方策、方法を用いてそれを実現する必要性を認めている。ただし特定の思想に内在する諸部分の相互関連性ゆえに、その枠組と一致しないものは拒否する。生産の促進と、自然の最大利用の原則は、全体の一部

であり、どの思想においても他の部分と密接に関連している。またこのような複合体（としての全体の）中でのその立場、他の諸部分との関係にしたがって様態を異にしている。それゆえ例えば資本主義は、生産の促進や富の増大の諸手段のうち、経済的自由の原則に反するものは拒否する。またイスラームは同じ諸手段のうち配分、正義に関して理論的に合致しないものを拒否する。他方マルクス主義は、自分たちの思想が生産の促進に反するものではなく、のちに説明するような生産関係と配分形態との間に決定的つながりを認めるその理論にしたがって、むしろそれと同一線上をいくものと信じている。

とにかくわれわれはイスラームの生産理論を研究するにあたり、イスラームがそれを容認し、またイスラーム社会にそれにしたがって行動することを要請するばかりでなく、富の開発、自然の最大利用を思想的に社会の目的としている生産促進の原則から始めることにしよう。イスラームはこの原則に立脚して経済政策をたてるが、その政策は、一方で思想の一般的枠組により、他方では社会の客観的環境、条件によって規定されており、国家はこのような諸制限の中でそれを実践していくのである。

この生産促進の原則は、イスラーム国家時代に現実に適用されており、その諸例、あるいは今日まで歴史が保ちつづけてきたイスラームの正統的な教えからその姿を明瞭に知ることができる。この種の教えの中には、信徒の長アリーが、エジプトの総督ムハンマド・イブン・アブー・バクルに宛てて書き、それにしたがって行動し、その適用に努めるように命じた書簡がある。シェイフ・アッ＝トゥーシーはその書『アマーリー』の中で書いている。「信徒の長は、ムハンマド・イブン・アブー・バクルをエジプト総督に任命したさい、彼に手紙を書き、それをエジプト人民に読んで聞かせ、そこに記されている方針にしたがって行動するよう命じた。イマームはこの手紙の中で次のように書いている。

『神の下僕たちよ、敬虔な信者たちは早くやってくる善きことも、遅くや

ってくる善きことも手にし、自らの現世を現世の徒と分け合うだろう。しかし現世の徒は彼らの来世を敬虔なる人々と分け合うことはない。神よ、これらの者どもに現世において彼らを養い、彼らを富ませるものを与えられんことを。至大、至高の神は言われた。「アッラーが下僕たちに与えられた賜物や、清浄な食物を、誰が禁じたのか。言つてやるがいい。『これらは、現世の信仰あつき者たちのためのものであり、特に審判の日には完全に信者の専有するところとなる。』われはこのように徴を、理解ある人々に解明する」（クルアーン第7章32節）敬虔な信者たちは現世で最良の場所に住み、最上のものを食し、現世の徒と自らの現世を分け合い、彼らとともに美味しいものを食し、美味しい飲物を飲み、彼らが身につける装いのうち最上のものを身につけ、彼らが住む最上の場所に住み、彼らが乗る最上の乗物に乗り、現世の徒とともにこの世の快樂を得る。彼らは明日は神の隣人となり、彼らが神に望めば、神は望みのものをお与えになる。願いがききとげられぬことはないし、快樂の分け前が減らされることもない。神の下僕たちよ、知性ある者はこれをこそ願い求め、敬神の念をもってこれをこそ行なわねばならない。神のみが稜威の持主であられる。』」

これは素晴らしい歴史文書であるが、そこでイマームは地上における信者たちの現実について、あるいは彼らの歴史的現実について具体的に言及してはいない。むしろこれは信者たちのもつべき現世観、彼らの社会が地上で実現すべき理想について述べたものである。彼が手紙の内容を応用し、そこに記されている忠告や教訓にもとづいて政策をたてるよう命じているのはこのためである。するとこの手紙は、生産の促進と自然の最大利用がもたらす物質的繁栄は、敬虔な信者たちの社会が努力すべき目標に他ならず、この社会が採用し、具体的な指針とする見解はむしろそれを義務づけてさえいることを明らかにしているのである。

しかしその目標は同時に、思想的枠組の範囲内にあり、次のようなクルアーンの一節から明らかのように、思想的制限によって限界を設けられている。

「あなたがた信仰する者よ、アッラーがあなたがたに許される、良いものを禁じてはならない。だが法（のり）を越えてはならない。アッラーは、法を越えるものを愛でたまわない」（第5章87節）

自然の利用、活用に関して限度を超えることの禁止は、クルアーンからの引用というかたちで件の一般的な思想的枠組のなんたるかを表現している。

### イスラームの生産促進手段

イスラームはこの（生産促進の）原則を採用し、富の開発と自然の利用をイスラーム社会の目的としたが、この目的を実現するために、またそれが依拠する基盤と手段を見出すために思想的可能性のすべてを動員した。

この目的を実現する手段としては、二種類のものがある。第1は思想的手段であり、それを作り出し、保証するのは社会的イデオロギーの役目である。第2は、純粋に実用的な手段であり、この社会的イデオロギーを採用する国家は、一般的な思想的傾向に即して具体的な政策を立案し、これを実践する。

社会的イデオロギーであり同時に統合的な文化的複合体の特徴をもつイスラームは、豊富な諸手段を内包している。

#### (1) イスラームの思想的手段

イスラームは思想的に労働と生産を奨励し、それらに高い価値を認め、それらを人間的名誉、信仰の質、はては知性の高さともまでも結びつけている。これによりイスラームは、生産促進と富の開発にとって好ましい人的環境を創り上げ、それ以前には知られていなかった労働と怠惰に関する道徳的尺度と、特定の評価を生み出した。このような尺度、評価で計られる労働は、人間がそれによって報われる信仰箇条となったのである。そして自らの糧を求めて働く労働者は、働きのない信者よりも神のもとでは上位に立ち、怠惰に身をまかせ、労働を侮る者は、人間性を欠く者とみなされ蔑視の対象となった。

これについては次のようなハディースがある。イマーム・ジャアファルがある人物について尋ねると、次のような答えがかえってきた。「彼は家でお祈りばかりしていますが、生活は不如意で兄弟が彼の生計をみています。」するとイマームは言った。「彼を養っている兄弟の方が、彼よりもはるかに信心深い。」

偉大なる預言者について次のような話が伝えられている。ある日彼は、疲れきった労働者の手を取り口づけして言われた。「許された食物を求めることは、男女を問わずすべてのムスリムに課せられた義務である。自ら働いて食する者は、素早い稲妻のように天国への道を行くであろう。自ら働いて食する者にたいしては、神は慈愛のまなざしをおくり、決して彼に苦しみを与えることはない。自ら働いて許された食物を口にすることのためには、天国の門がすべて開かれ、彼は望みの場所からそこに入ることができる。」

また次のような言い伝えもある。ある男がイマーム・ムハンマド・イブン・アリー・アル＝バーキルのもとを通りかかったが、イマームは自分の土地できつい仕事をしてきたばかりなので身体から汗がしたたり落ちていた。そこで男はイマームに言った。「神があなたに幸運をお授けくださらんことを。こんなに働いて、もしも死ぬようなことがあつたらなどは考えられませんか。」するとイマームは、イスラームにおける労働の意義についてこう説明した。「このように働いて死ぬのであれば、神の御心にしたがって死にましょう。」

預言者の伝記に伝えられているところによれば、預言者はある人物の容貌が気に入り、その男について尋ねられた。しかしこの男が手に職をもたないと知ると、彼を評価して言われた。「信仰篤い者は、職がなければせいぜい信仰で生きるのだな。」

数多くのハディースの中で、労働は信仰の一部とみなされている。例えば「健全な財産づくりは信仰の一部である」といわれ、また預言者の他のハディースにはこうある。「ムスリムが耕し、植えつけ、それを人間や家畜が食するならば、それは彼のサダカ（喜捨）として書き留められる。」

イマーム・ジャアファルに関して次のような話が伝えられている。イマーム

ムは友人の一人ですでに職を退いたムアーズに尋ねた。「ムアーズよ、商売をする体力がなくなったのか、それとも商売をやめたのか。」するとムアーズは答えた。「体力がなくなったのでも、商売をやめた訳でもありません。私には手許に財産が沢山あり、誰から借金をしている訳でもありません。これで一生食べていけます。」その時イマームは言った。「商売をやめてはいけません。やめればほけてしまうからね。」

イマームは他の会話で、自分のために日々の糧が得られるよう祈ってほしいという者に答えて言っている。「私はあなたのために祈ったりはしない。神があなたに命じたと同じ事を、私は（あなたに）求めるだけです。」

ある教友の一団について伝えられるところによれば、彼らはもっぱら家にとじこもり、礼拝に精を出していた。「アッラーを畏れる者には、かれは（解決の）出口を備えられる。かれが考えつかないところから恵みを与えられる。」（クルアーン第65章2-3節）という神の啓示が下ったとき彼らは、自分たちはそれで十分ですと言った。それで預言者は彼らに使いを送り言った。「そのような者には、かれはなにも答えられないであろう。あなたがたは（自ら精出して）求めなければならない。」

イスラームは、怠惰をよしとする考えに反対し、労働を勧めたように、自然の富の放置、財産の凍結、その利用、活用の停止といった考えに反対している。そして生産のために自然の力と富を最大限に活用し、人間をその利用、活用に奉仕させた。またイスラームは、自然の財や富を放置、軽視する考えを、一種の責任の回避、神が下僕たちに授けられた恵みにたいする忘恩とみなしている。

至高の神は言われた。「『アッラーが下僕たちに与えられた賜物や、清浄な食料とを、誰が禁じたのか。』言ってやるがいい。『これらは現世の信仰あつき者たちのためのものであり、特に審判の日には完全に信者の専有するところとなる。』われはこのように徴を、理解ある人々に解明する。」（第7章32節）

神は、ある種の動物を神聖視する神話を鋭く批判して言われた。「アッラーが、バヒーラまたはサーイバ、ワスィーラまたはハーミを定められたのではない。不信心者がアッラーに対して虚構したものである。かれらの多くは理解しない。」(第5章103節)

そして神は、さまざまな領域に属するものを利用することを人間に奨励して言われた。「かれこそは、大地をあなたがたに使い易くなされた方である。それでその諸地域を往来し、かれの糧を食べるがよい。そして復活の時にはかれに召されていく身である。」(第67章15節)

イスラームは、生産の拡大と富の増大を望んで、消費のための出費より生産のための出費を尊重している。そのことは消費にもなってその価値が減ぜられるような不動産や家屋の売買を禁じている預言者やイマームたちの諸伝承からもうかがえる。

## (2) イスラームの立法的手段

立法面に関していえば、イスラームの立法は多くの分野で、イスラーム経済が奉ずる生産促進の原則に即して、またその応用を助けるかたちでなされている。

以下に具体的な立法、法制度の一部を示すことにしよう。

1. もし土地所有者が自らの土地を、それが荒廃するまで放置してかえりみない場合は、イスラームは彼から土地を取りあげ、そこに住むことを禁ずる。この場合、原則にしたがって責任者がその土地を引継ぎ、自ら選んだ方法によりその土地を活用する。これは、土地の生産における積極的役割が放置されるべきでなく、ひとが期待するようにそれが生活を潤し、つねに十分活用されるべきだからである。もしも私的権利が土地のこのような役割を妨げるならば、その権利は取りあげられ、土地は生産向上に相応しいかたちで調整されるのである。<sup>(1)</sup>

2. イスラームはヒマーを禁ずる。ヒマーとは、一定の原野を支配し、そ

の土地を活用、利用することなく、力によってそれを保持することである。イスラームは、土地にたいする権利と活用等の行動とを結合させており、人間の利益となる生産、利用と関わりのない力による保持を認めない<sup>(2)</sup>。

3. イスラームは、自然財を活用する活動を始めた個人に、その財を凍結させたり、活用のための労働を停止する権利を与えてはいない。したがって、労働の継続を中止した状態のまま、自然財を保持することも許さなかった。このような状態のまま個人が自然財を支配しつづけることは、それが保有するエネルギーや能力を生産にむけさせないことになるからである。

それゆえ人々が自然財を活用する労働を中止し、彼らに労働の継続を勧めすることも不可能なさいには、イスラームは、支配者に所有者から自然財を没収する権利を与えているのである。

4. イスラームは、個人が自然財を活用しそれに労働を加えうる可能性がある場合にのみ、支配者に自然財の一部を個人に与えることを許可した<sup>(3)</sup>。個人の能力を超えるほどのものを授けることは、自然のもつ富とその生産能力を減じるからである。

5. イスラームは、労働をせずに金を稼ぐことを禁じている。すなわち個人が、土地を借りて差額を得るためにさらにそれを高額でまた貸しするといったことや、すでに述べたそれに類する事柄である。

土地所有者と直接その耕作に携わる農民の間の媒介者を除去する措置が、生産を向上させることは明らかである。この種の媒介者は生産のためになんら積極的な役割を果たさず、生産に少しも奉仕せずにそれを食いものにして生活するからである。

6. イスラームは利子を禁じ、利息付きの資本を廃した。これによってイスラーム社会における資本を、工業、商業プロジェクトに関連する生産性資本へと移行させる保証がなされるのである。

この移行は、生産のための二つの利点を実現する。

その第一は、商工業の利益と利子つき資本の利益の間に存在する動かしが

たい矛盾を解決している点である。利子を認める社会の資本家たちは、商、工業に従事する人々の間で資本の必要性が高まり、それに対する要求が増大するような絶好の機会をつねに待ちうけており、利率をつりあげ、最高の利潤をあげるために資産を握って手離さない。

しかし商工業者の資本にたいする要求が弱まり、その必要性が減少して利率が下落する場合、資本家たちがきわめて鷹揚に、最低の利子で資本を提供する実情が見られるのである。利子の廃止は、資本主義社会で高利貸し層と商人層が直面するこのような矛盾に、制限を加えることは明らかである。なぜならば利子の廃止は当然のなりゆきとして、利子を取って資本を貸付けていた資本家たちを、共同に利益を得るという原則のもとに商工業プロジェクトに参加する投資家に移行させるからである。それにより状況は安定し、商工業に投じられる資本は、それらの必要に応え、それらと活動を共にするようになる。

生産のための第二の利点は、商工業の分野に移行された資本が、巨大プロジェクトや長期事業に安定して使用されるということである。なぜならば利子の撤廃後は、資本家にとっては利益をあげるという希望しか残されておらず、大きな利益と成果が期待される巨大プロジェクトにこむために資本を動かすからである。この点は利子の原理が支配する社会の状況と、大いに異なっている。後者の場合資本家は、そのようなプロジェクトに資本を運用するより、利子をとってそれを貸付ける方を好む。というのはどのような状況になっても利子は保証されているからである。また彼は短期の資本貸付を好み、利子率から一部が失われないよう長期貸付は避ける。もし遠い将来に利率が上がるとすれば、借手は支払期間が近いために、資本を短期プロジェクトに運用せざるをえない。一定の時期に、契約した利子とともに借入額を貸付けた資本家に返済しなければならないからである。

これに加えて、利子制度の支配下にある事業家たちは、資本家が貸付ける利子以上の利益をあげうるという状況が保証されないかぎり、敢えて資本家

から資本を借入れ、商工業プロジェクトに運用しようとはしない。これは多くの場合、彼らがさまざまな活動を行なう妨げとなり、資本家たちの懐に資本を凍結させ、経済分野に資本が投下されるのを妨害する。ひいては製品の売却を不可能にし、市場の不況、経済危機、経済生活の不安定をもたらす事態をひきおこし、生産、消費のための種々の出費を許さなくなる。しかし利子を廃止し、利息が目的の資本家たちをさまざまな商工業プロジェクトに直接参加する商人に移行させるならば、彼らは利子の名目で利益の一部の支払いを余儀なくされることもないために、より少ない利益で満足し、利益から必要経費を除いた余剰を生産、商業プロジェクトに運用するという利点も生ずる。これにより生産者の出費はすべて消費、生産のための出費となり、商工業の必要に反して高利貸しの懐にその一部が凍結され、生産物の一部が生産者の出費に向けられなくなるといった事態が回避される。

7. 生産の観点からイスラームは、ギャンブル、魔術、奇術といったある種の非生産的活動を禁じている。そしてこの種の活動を通じて利益をあげること、それを行なって金を稼ぐことを認めていない。クルアーンには、「虚偽によって汝らの財産を貪り食ってはならない」とある。このような活動は、人間のもつ健全な生産的エネルギーを損なうものであり、それを行なう者たちに支払われる偽りの賃金は、本来開発や生産のために向けられる可能性のあった財を無にするものである。歴史や具体的な現実を概観してみれば、この種の活動やそれによる利得を通じてなされる浪費がいかにか大きなものか、またこのエネルギー、努力、資本の浪費のために生産やその他のあらゆる健全な目的がこうむる損失がいかばかりであるかが、すぐに明らかとなるであろう。

8. イスラームは貨幣を退蔵し、それを流通の分野から引き上げ凍結することを禁じている。これは、イスラーム国家がその（財政的）基盤とした金銀退蔵貨幣にたいする課税という方法を通じて行なわれた。それはすなわち

長期的に蓄えられた財産を消費してしまうことになるザカート税の実施である。この税は毎年課せられ、蓄えられた財の40分の1が毎回徴収されるが、これは財産が20ディナール以下になるまで免除されない。それゆえザカートは、退蔵され、活動から凍結される資本の段階的没収とみなされる。このように退蔵が処理されれば、あらゆる資本が経済活動の分野にもたらされ、それが経済生活に積極的な役割を演ずることにより、生産は多くの財を得ることになる。これらの財は、退蔵財にたいする課税がなければ、農工業その他のプロジェクトに組み込まれるかわりに、その所有者の懐に隠匿される本性をもっているのである。

イスラームにおける貨幣の退蔵の禁止という事実は、たんにその立法に与ったの偶然的な現象ではなく、イスラームと資本主義の両思想間の重要な相違点の一つに他ならない。それは同時に、貨幣の偏重が一層危険な余病をもたらすばかりでなく、生産活動を脅かし、資本主義社会を継続的に弱体化させる資本主義の諸難題から、イスラームが解放される方法を反映している。

この点における二つの思想の間の相違を明らかにするため、われわれは貨幣の基本的な役割と資本主義体制下で果たされる外的役割を区別し、生産活動その他に現れるこの二つの役割の結果と影響に関する両者の相違を探究しなければならない。

貨幣は、本来交換の道具である。それは直接生産品を交換することから生じた物々交換のもつ諸問題を回避するために、交換のために使用された。労働を分業化したのち、交換を基礎に生活をたてていた初期の生産者たちは、自分たちの生産品の直接交換が困難であることを認めた。例えば小麦の生産者が生活上羊毛を必要としても、羊毛の所有者がかわりに小麦を必要としなければ、羊毛の生産者から小麦を代償として羊毛を得ることはできない。また羊飼いが日々の必要のための小麦を得たいと望んでも、物々交換という方法では手に入れることができない。彼が飼育している羊の価値は、手に入れたいと望んでいる日々の生活に必要な小麦の価値より大きく、しかもそのた

めに羊をバラバラにすることもできないからである。これに加えて、生産品の直接交換は、交換の対象となる品物の価値付けという困難に直面した。他の全商品と比較したある商品の価値を知ることが不可欠となり、つまり全商品に占めるその商品の価値を知ることが不可欠になったのである。そして貨幣の発明が、これらすべての問題を解決することとなった。すなわち貨幣は、一面で価値を指示する公の尺度の役割を果たし、他の一面では交換のための道具となった。つまり第一の面では、品物の価値を規定するものとして利用され、生産された商品の価値と他の商品の価値との比較が、それらの価値を規定する貨幣によって行なわれるようになった。第二の面では貨幣は流通手段として使用される。それまで流通が、羊毛と交換に小麦を売るといった物々交換を基礎に成立していたのちに貨幣が出現し、この種の売却という行為を売買という二つの行為に変えた。すなわち小麦の所有者は小麦を100ディルハムで売り、ついでいま一つの他の行為を行なう。つまりその金で必要な羊毛を買う。このように二回の交換が、生産品の直接交換の代わりをつとめるのである。これによって物々交換制から生ずるすべての問題点が克服された訳である。

以上で貨幣が果たす基本的な役割が明らかにされた。それは価値を計るための尺度と流通における公的道具としての役割である。

しかし貨幣は、物々交換の難点と諸問題を克服するという役割を果たすにとどまらず、このような困難や問題の克服とは関係のない外的役割を果たすためにも利用される。それは退蔵と貯蓄という役割である。貨幣の流通領域への導入は、羊毛の代わりに小麦を売るといった一つの行為を、二つの行為に変えた。小麦の生産者は、一つの交換行為で小麦を売り羊毛を買っていたが、自分の生産品を売ってつぎに羊毛を買うことになった。小麦を売り、羊毛を買うという二つの行為への分離は、小麦の売手が羊毛を買うことの遅延をもたらす。しかしそれにより貨幣に変えるためにのみ小麦を売ることが容易になり、手にした貨幣を必要な時期まで保持することを可能にする。資本を退

蔵し貯蓄するための道具の性格をもつ貨幣の役割はここから生じているのである。

退蔵の道具としての貨幣の外的役割は、貯蓄を勧め、奨励する最大の要因を利子に位置づける資本主義体制の中で、最も重要な役割を果たした。しかしそれは、あらゆる生産、消費財にたいする総体的な需要と供給の均衡の崩壊をもたらした。この種の均衡は、生産品の直接交換を基盤にしていた物々交換の時代には十分に保証されていた。この時代の生産者はものを消費するため、あるいは他の消費財と交換するためにのみ生産した。生産される商品は、いつでもそれに対応する需要が保証されており、生産と消費、あるいは供給と需要の間には総体的な均衡が存在していたのである。貨幣時代になり、売買の行為が分離されたのちは、生産者にとっては、かならずしも生産する商品に見合う需要が存在しなくともよくなった。つまり彼は、他の生産者から商品を購入するためではなく、自らの貯蓄を増やすために（商品を）売り、貨幣を得るという意図から生産することが可能になったのである。この場合には、需要と対応しない供給が生じ、このために総体的な供給と需要の均衡が崩れる。この均衡の崩壊は、退蔵の要求があらわになり、生産者と売手に蓄財の現象が広がるにつれて、深化していく。その結果生産財の多くが売却されぬままとなり、資本主義市場は、その売却と在庫の問題に悩まされる。そして生産活動、ひいては経済活動が、重大な危機にさらされるのである。

資本主義は長い間市場流通の理論と並行して、貨幣が演ずる退蔵の役割から派生するこの種の諸問題の現実に気づかぬままであった。その流通理論は、人がある特定の商品の売却を望む場合、彼は貨幣そのものではなく、自分の必要を満たす他の商品の獲得を欲するのであるとしている。これは、いかなる商品の生産も、それに対応する他の商品への需要をつくりだし、それゆえ供給と需要はつねに均衡がとれているという意味にとりうる。

この理論は、商品の売手がつねに、他の商品を得ることを目的としていると仮定している。しかしながらこの仮定は、購買行為と売却行為が対になっ

ていた物々交換の時代には適切であるが、のちに利子をとって貸付活動に運用するため商人が余剰貨幣を獲得し、それを貯蓄、退蔵する意図で商品を売却するようになった貨幣時代には正しいものではない。

貨幣に関するこのような情報や、その基本的、外的役割、両者がもたらす諸結果から、イスラームと資本主義の本質的な相違が明らかになる。資本主義は、退蔵の道具としての貨幣の使用を確立し、法的に利子制度を認めてそれを奨励している。他方これに抵抗するイスラームは、退蔵貨幣にたいする課税により資本が消費、生産の分野に投入されるよう促す。この点については、イマーム・ジャアファル・イブン・ムハンマド・アッ＝サーディクのハディースに明らかである。「神はこの余剰資本を、あなた方が神の望まれる方向に向けるために与えられたのであり、それらを退蔵するために与えられたのではない。」

(富の)退蔵と戦うイスラームは、資本主義の悩みのたねである生産にまつわる最大の問題の一つを解決する。イスラームは自ら秩序だてるイスラーム社会が、生産の促進、大プロジェクトの達成のために、資本主義社会の場合のように退蔵や貯蓄が不可欠なものではないことを十分に認めている。資本主義社会においては一般に、金融機関その他が退蔵、貯蓄により蓄積された財を集めることにより巨大資本が形成される。そこでは、このようにして集積された膨大な量の貨幣が、巨大生産プロジェクトに利用されるのである。資本主義社会は、私的所有が支配的である。巨大生産プロジェクトを遂行するために膨大な私的所有を利用しなければならない。この種の私的所有の形成を容易に可能ならしめる方策は、貯蓄を奨励し、資本主義的銀行に貯蓄財を集積させることをおいて他にない。資本主義社会は、生産を促進、拡大するためにこのような方法をとらざるをえなかった。しかしイスラーム社会は、大生産プロジェクトを遂行するにあたり、公的所有、国家的所有の分野に依存することが可能である。そのさい私的所有にも、その能力を拡大する役割が残されているのである。

9. 快樂や破廉恥な行為の禁止。多くのハディースは快樂に耽るあまり神を念ずることを忘れてたり、人間の謹嚴な人格を損ない、墮落させるようなさまざまな種類の快樂に手をそめることを禁止している。そのような行為の結果は、人間を生産分野や、実り多い真実の労働から引離し、事情が許すかぎり、真面目な生活や労働、種々の物質的、精神的生産よりも、遊興を好ませてしまう。

10. 聖クルアーンの章句、『それはあなたがたの中の、富裕な者のみの間にゆきわたらせないため』（第59章7節）にしたがって富の集中を禁ずる試みについては、イスラーム経済における社会的均衡の理論について言及するさいに詳述しよう。富の集中の問題は、直接には配分と関連しているが、間接的には生産にも関係しており、それにも害を及ぼすために禁止されている。富は、それが少数者の手に集中すると大衆の間に困窮が蔓延し、必要が増大する。そして大衆の購買力が低下するため、彼らは必需品の購買に十分なほど消費することが不可能になる。生産品は売却されず在庫となり、商工業は不景気になり、生産が停止する。

11. 商業的駆引きの縮小。この種の駆引きは、原則として生産の一部とみなされる。この問題については生産理論を検討するさいに明らかにするが、その時点でわれわれは、これが生産と生産促進に及ぼす影響の程度を考察するであろう。

12. イスラームは、資本の所有権が所有者の死後、その親族に移転するのを容認している。これは相続制度の積極的側面であり、私的セクターにおいて、ひとびとを労働やさまざまな経済活動の実践にいざなう要因とみなされている。それはまた自分自身の将来に思いをめぐらすことが少なくなり、子孫や親族への思いがとって代わる人生の最終の段階における、基本的要因ともみなされる。人間は、死後近親者に財産を分配する相続制度の中に、自分の存在の延長である彼らの安寧を求めて労働に励み、富の開発にいそしむ要因を見出す。

所有者の死後彼と資産の関係を断ち、自分の富の行方を自ら決定することが許されない相続制度の否定的側面は、すでに検討したように、生産に先行するものの配分に関する理論の結果であり、それと関連している。

13. イスラームは社会的保障のためにさまざまな法的原則を定めているが、これについてはのちに検討する。社会的保障は私的セクターにおいて大きな役割を演ずる。個人が国家から保障され、たとえ自分の企てが失敗しても相当な生活を維持しうると認めることは、それ自体大きな精神的財産であり、それは彼の勇気を鼓舞し、彼をさまざまな生産領域にかりたてる。そのさいには、この種の保障がなく、なんらの庇護も認められない場合とは異なり、人間の新取の気性、創造的側面が開発される。保障をもたぬ者は、それを与え、まともな生活の手段を提供してくれる者を見出さぬ限り、自分の財産ばかりでなく、生活の尊厳までも脅かす、大海原に身を投げるとでも表現しうるような損失を恐れて、多くの場合さまざまな活動や創造的行為をさしひかえる。したがって彼は、社会的保障の庇護の下に生活している個人の精神に喚起される勇気、確固たる意志といったものとは、まったく無縁なのである。

14. イスラームは、労働や経済的活動を行なう能力のある者が、社会的保障に依存し、それを求めることを禁じている。これは彼らが実り多い労働から逃避する出口をふさぎ、彼らのエネルギーを生産や開発にさしむける原因となっている。

15. イスラームは濫費、浪費というかたちで支出を消費面に費やすかわりに、多くの財を生産面での出費にまわすことに役立っている。

16. イスラームはムスリムに、整然と生活をすごすために必要なあらゆる学芸、技術を十分学ぶことを義務づけている。

18. イスラームはそれのみに満足せず、あらゆる分野における一般的な生活体験を最大限に、かつ最高の水準で獲得することを義務づけた。それは世界で指導的な役割を果たすさいに必要なすべての精神的、科学的、物質的

手段をイスラーム社会に獲得させるためのものであり、その中には生産手段と、生産のための種々の能力が含まれる。至高の神は言われた。『彼らにたいして、自ら可能な限りの力を備えなさい。』（第8章60節）この章句で言及された力とは、限定のない絶対的な力である。それは世界のすべての民族にイスラームの教えをもたらず使命をもつ共同体の力を増大させる、あらゆる種類の力を含んでいる。それらの力の最初に、富を開発し、自然を人間に奉仕させる精神的、物質的手段があげられる。

18. イスラームは、国家がすべての生産セクターを公共セクターに役立てるために、統率することを認めている。試みに国家が、国有、公有に属する多くの分野で具体的な経験を積めば、この経験から他の諸領域にも適用される指導力が生みだされ、類似の生産プロジェクトが優れた指針とこの経験にもとづく生産の向上、富の開発のための最上の手段をとりうることは明らかである。

19. イスラームは国家に、多くの労働力を集め、公共セクターの分野でこれを利用する能力を付与している。それにより国家は、私的セクターにおける労働力の過剰な需要から生ずる浪費を抑制し、すべてのエネルギーを総合的な生産活動に組入れることが保証される。

20. 最後に国家は、生産理論の次の段階で検討する特別な制度に立脚して、生産を監督し、それを中央集権的に計画化する権限を与えられている。これは生産を麻痺させ、経済生活をゆるがす混乱を回避するためにとられる措置である。

注

(1)、(2) 生産に先行するものの配分に関する論考の上部構造参照。

(3) この点については前注と同様、上部構造参照。

### (3) 生産促進のための経済政策

以上はイスラームが、思想的な側面から生産促進と富の増大に関して提言しているさまざまな肯定的役割である。そしてこれを超える事柄は国家に任せられた。つまり経済生活のための客観的条件を考察し、国内の自然財を計測し、社会が貯えているエネルギーや、それが直面している諸問題を把握すること、そしてそれらすべてを参照し、思想的制約を考慮に入れた上で生産の増大と富の発展、生活の安寧、繁栄をもたらす経済政策をたてることは、国家の任務なのである。

この事実を踏まえてわれわれは、5年、7年等の期限で国家が計画し、その期間の終りには一定の目的を達成するといった経済政策と、思想そのものとの関係を知ることができる。このような政策は思想、イデオロギーの一部ではないし、それらを立案し、それに制約を加えるのも後者の役目ではない。なぜならば、政策は、客観的条件の違いや、社会のもつ能力の種類、その社会が克服しなければならない問題や困難の性質の違いによって異なるからである。例えば人口密度がかなり高い国は、その能力、問題点、問題を克服するための方法、その能力を動員させる方法において、人口密度の低い国とはきわめて異なっている。あらゆる客観的条件は、政策決定を制限する力をもっているのである。

このために思想、イデオロギーは、詳細な政策の立案を国家に委ねなければならなかった。周囲をとりまく条件が合致する計画を立てるのは、国家の任務なのである。他方、思想、イデオロギーは、経済政策にたいして、主要な目標と公的制約、ならびに国家が従い、その範囲内で政策をたてるべき包括的な思想的枠組を与えるにとどまっている。

#### 生産の目的

われわれは生産理論に関して、異なる経済思想の諸潮流間における思想的な一致点について考察してきたが、われわれがそこから始めたのは、それを

思想的相違とその詳細を検討するための出発点とするためであった。

生産の促進と自然の最大利用の原則は、イスラームの理論の基本的原則の一つであり、これを目的とする点でイスラームと他の思想の間になんの相違もないことが明らかにされた。

ただし他の諸思想は、この原則に同意しているにもかかわらず、その思想的基盤やその一般的な文化的枠組、現実世界や生活、社会についての解釈の相違により、種々の細かな点で、またそれにたいするアプローチの仕方において異なっている。

例えばこれらの思想の間には、開発に関する基本的目的、その人間生活における役割について解釈の相違がある。われわれはなにゆえに生産するのか、富の役割とはなにかといった問いにたいして、それぞれの思想は、その思想的基礎、それが採用する一般理論に従って独自の方法で解答を与えている。

われわれはいまイスラームにおける思想、イデオロギーの検討を行なっているが、他のいかなる経済思想、あるいはその生産に関する理論的立場を研究する場合でも、生産の促進、富の開発に関する原則のみによってその思想の核心を十分に知ることはできない。そのためには当の思想の富とその役割、目的に関する独自の概念を説明する理論的基礎を明らかにしなければならない。富の開発は、それと関連する理論的基礎や一般的理論に対応して行なわれる。ある特定の理論的基礎に依拠する富の開発は、それが課す独自の開発や、その実現のための方法の枠組に従うため、他の基礎に依拠する開発とは異なってくる。

富の開発のための理論的基礎を規定するさいには、完全なる文化的複合体の一部としての経済思想を、それが帰属する文明や、そこでの生活、世界に関する解釈の仕方等から切離すことはできない。

この点を考慮に入れてわれわれは、資本主義とイスラーム経済をとりあげ、生産とその役割、目的についての両者の概念を検討するさいに、それらをたんなる経済イデオロギーとしてではなく、それ以上のもの、つまり二つの異

なる文明体としてとりあげ、イスラームにおける富の開発の理論的基礎を資本主義のそれと比較するかたちで提示することにしよう。

資本主義が、歴史的にその代表的な経済イデオロギーの役割を果たしてきた近代の物質文明においては、富の開発はしばしば、基本的な目的、目標とみなされる。この文明に属する人間の生の尺度からすれば、物質こそすべてなのである。彼は背後にある目標を理解せず、それゆえ富そのもののために、また可能なかぎりの物質的満足を実現するために、富の開発の努力に従事する。

また資本主義は、この目的を実現するさいに、富の開発を配分から切離された総体的な相から考察する。そして社会の総体的な富が増大すれば目的は達成されたとし、この富が社会に行き渡る程度や、それがもたらす安寧や繁栄の個人のとり分といった問題については一切考慮しない。資本主義のイデオロギーが、機械工業時代において、工業機械の使用を奨励したのはこの点にある。なぜならば機械は、新しい機械を所有しない何千という人々の職を奪い、彼らのプロジェクトを挫折させるとしても、社会の総体的な富の増大に寄与するからである。

このように物質文明においては、富は基本的な目的であり、資本主義の概念によれば、富の増大は社会における富の総量の増大によって測られる。

資本主義の概念によれば、経済的な困難は生産の稀少性、自然の恩恵が欠如し、それがすべての需要に応ええないことと関連している。したがって問題の解決は生産促進と直結し、また人間にさからい、容易に屈服しない自然を手なづけることによってその力と宝を最大限に利用することに結びついた。

これらすべての問題にたいして、イスラームは異なる立場をとる。富の増大は、イスラームにおいては目的の一つであっても基本的なものではない。またイスラームは、富の増大を配分から切離されたものとみなさず、総体的な富といった観点もとらない。経済的問題が生産の希薄さから生ずるとし、その基本的解決が富の総量の増大にあるなどと主張したりすることはないの

である。

以下にイスラームの立場を詳細に述べることにする。

(1) イスラームにおける富の概念

われわれは、富を基本的目的とする問題を解決し、それに関するイスラームの概念を説明した諸原典を介してイスラーム固有の見解を明らかにすることができる。

これらの典拠は、二つのグループに分類される。研究者は初め、富やその目的、役割に関する両グループの理論的結果の中に、矛盾を見出すかもしれない。しかしそれらの結論を再構成する作業が、この矛盾を解決し、二つの側面から富の開発に関するイスラームの完全な概念を結晶させるであろう。

以下の諸典拠が第一のグループに含まれる。

(i) 預言者はいわれた。「富は神にたいする敬虔のなんと良き手助けであろうか。」

(ii) イマーム・アッ＝サーディクはいった。「現世は来世へのなんと良き手助けであろうか。」

(iii) イマーム・アル＝バーキルはいった。「現世は、来世の要求に応えるなんと良き手助けであろうか。」

(iv) 預言者はいわれた。「神よ、パンにおいてもわれらを祝福して下さらんことを。われらをそれから遠ざけないで下さい。もしもパンが得られなければ、われわれは礼拝することも、断食することも、われらの主が課せられた義務を果たすこともないでしょう。」

(v) イマーム・アッ＝サーディクはいった。「許されたものから富を集めることを好まない者に恵みはない。それにより彼の体面が守られ、彼の信仰が明らかとなり彼への慈悲が下るのである。」

(vi) ある男がイマーム・アッ＝サーディクにいった。「神かけて、われわれは現世を求め、それに到達したいのです。」するとイマームは訊ねた。「そこで

なにをしたいのか。」その男は答えた。「私自身と家族ともどもきちんと現世の生活に戻れたら、そこで礼拝し、喜捨をし、ハッジ（大巡礼）を行ない、ウムラ（小巡礼）を行ないます。」するとイマームはいった。「それは現世に求めることではなく、来世に求めることだ。」

(vii) ハディースには次のような言葉がある。「われわれの中には、来世のために現世を棄てたり、現世のために来世を棄てる者はいない。」

番二のグループは次のような典拠を含んでいる。

(i) 預言者はいわれた。「現世を愛する者は、来世で仕打ちを受ける。」

(ii) アッ＝サーディクはいった。「あらゆる誤ちは、現世を愛することから始まる。」

(iii) さらにアッ＝サーディクはいつている。「食べることと快楽のみを重んずる人間は、なんと神から遠いことか。」

(iv) 信徒の長アリーはいった。「宗教の道でもっとも頼りになる徳目は、現世からの禁欲である。」

以上二つのグループの間にある矛盾は、誰の眼にも明らかであろう。第一のグループにおいては、現世、富、豊かさは来世への手助けとして祝福され、他方第二グループでは、それらはすべての誤りの根本である。

しかしこの矛盾は、理論的な再編成の作業によって解決される。富とその開発は、二つの側面をもっており、来世への手助けにもなり、すべての誤りの根本ともなる。その内面的枠組がこれら二つの異なった側面をもたらすのである。イスラームにとって富とその開発は、重要な目的の一つではあるが、それは手段としての目的であって目標としての目的ではない。富は、天が地上のイスラーム的人間に課した基本的な目的ではなく、イスラーム的人間が神の代理人（ヒラーファ）としての役割を果たすための手段であり、人間のあらゆるエネルギーを開発し、精神的、物質的分野で人間の内に宿る人間性を喚起するために利用される手段である。人間が地上における神の代理人としての役割を果たすこと、という基本的目的を実現するための富と生産の促

進は、来世への手助けとして祝福さるべきものであり、それに向かって努力しない者に祝福はない。現世における啓示の担い手としてのムスリムの中には、それを放置し、無視する者はいない。他方人間がしばしばそれを生活の目的とし、そこに埋没してしまうような、富そのものを目的とする富と生産の促進は、あらゆる誤りの根本である。それは人間を主から遠ざけるが、このようなものを断つことは（ムスリムの）義務に他ならない。

イスラームはイスラーム的人間に、富が彼を支配し、彼から統御の手綱、より大きな目的を奪い去るのではなく、彼が富を支配し、彼自身の完全な成長にそれを活用するために、富を開発することを望むのである。

イスラーム的人間をその主から遠ざけ、彼に精神的志向を忘却させ、この地上に正義を打ちたてるといふ偉大な啓示を妨害し、彼を大地に束縛するような富や、その開発の方法は、イスラームが定めているものからほど遠い。イスラームがイスラーム的人間の前にかかけ、その方向に彼を促す目的としての富とその開発は、次のようなものである。それは、イスラーム的人間と彼に祝福を与える主との結びつきを強固にし、安寧と満足のうちに信仰にいとむ機会を彼に与え、彼の才能とエネルギーが成長し、完成する機会を開き、彼が公正、博愛、寛容の中に自らの理想を実現する助けとなるようなものである。

## (2) 生産の促進と配分の関連性

資本主義の理論は、生産の促進について考えるさいに、富の開発の活動とその配分とを切離す。しかしイスラームはこのような見解を拒否し、富の促進の目的を、配分に結びつけ、富の増大が共同体内の個人にたいして実現する安寧と繁栄の程度と関連させる。前節で検討したように、イスラーム的解釈による富の促進は、手段としての目的であって、目的それ自体ではないからである。富の開発のための活動が、個人の安寧や繁栄の拡大に寄与せず、彼らの優れた才能を開花させ、彼らに下された教えの実践を可能ならしめる

ような諸条件を提供しないとするならば、それは人間の生活において適切な役割を果たしえないのである。

それゆえわれわれは、エジプト総督にあてたイマーム・アリーの手紙を次のように読むことができるであろう。総督が実行すべきプログラムを規定したこの手紙においてイマームは、敬虔なる人々の社会 — 手紙の表現による — の目的の一つとして富の開発について語ったさい、富の膨大な蓄積を念頭にいた訳ではなかった。彼はもっぱら敬虔なる人々の社会において、安寧と繁栄がすべての個人の生活に行きわたることに留意したのである。これは富の開発それ自体が目的ではなく、人々の人生や生活にどの程度反映しているかを認める目安でしかないことを強調するものである。富が人々の生活とは切離されて増大し、その増大が民衆に奉仕するのではなく、民衆がそれに奉仕するような場合には、富は一種の偶像崇拜的な性格を獲得し、手段としての目的ではなく、目的それ自体となってしまうであろう。預言者はこの種の富について言及し、その危険性を次のように警告している。「黄色いディーナール金貨と白いディルハム金貨は、あなた方の先人を破滅させたように、あなた方をも破滅においやるであろう。」

したがってイスラームは、生産促進を社会の目的として設定するさいに、この促進と公的な安寧、繁栄とを関連づけることを重視する。それゆえ生産促進のうちこの主旨に反するもの、人々の生活を潤す代わりに彼らに害するものを拒否するのである。

このような観点から、蒸気機関が誕生した時代に資本主義の代わりにイスラームが支配的であったと仮定するならば、イスラームは、生産は倍増させるものの同程度の何千という手工業者を切捨てる、新しい機械の使用をすぐに許可しなかったであろうと推測しうる。それが認められるのは、機械が彼らにもたらす諸問題や弊害を克服したのちのことであったはずである。これらの諸問題や弊害を克服する以前に機械が実現させる富の開発は、決して手段としての目的ではなく、目的それ自体に他ならないからである。

### (3) 経済問題にたいするイスラームのアプローチ

最後にイスラームは、諸事象にたいする現実的な考え方に立脚して実際の経済問題が、生産資源の希少さとか自然の貧しさからは生ずるものではないと考える。

もちろん自然の生産資源に限度があり、人間の需要は龐大かつ多様であるのも紛れもない事実である。

実際のところわれわれの社会は、空想の中では無制限の、豊富な資源を享受し、なんの経済問題もなく、一人の貧者もいない。その樂園では、社会の一人一人が彼のあらゆる願望を満足させることができる。

ただしこれは、現実人間が苦悩する経済問題が、このような樂園が存在しないために生ずるという意味ではない。むしろこの種の経済問題解釈の試みは、ある状況下では解決不可能な空想的側面を提示することによって、問題解決を可能にする現実的側面に立ち向かうことを回避するのである。それは問題が決定的なものであるとし、目的それ自体としての生産促進の中にその相対的な解決を位置づけるための口実となる。したがってこのような試みは、問題を解決しうるような制度を発見する代わりに、問題の空想的側面を提示する資本主義がしているように、経済制度を問題そのものの枠組の中に設定するだけである。その結果資本主義は、自然が貧しく、あらゆる人間の需要を満たさぬ限り、諸需要がたがいに衝突し、競合しあうのは当然であると考え。その場合それらの需要を調節し、せひとも供給すべき部分を特定するような経済制度を定めなければならない。

イスラームはこれらすべてに同意せず、至高の神の言葉に明らかなように、問題を解決可能な現実的側面から検討する。

『アッラーこそは、天と地を創造され、天から雨を降らせ、これによって果実を実らせられ、あなたがたのために御恵みになられる方である。また船をあなたがたに操縦させ、かれの命令によって海上を航行させられる。また川をあなたがたの用に服させられる。またかれは、太陽と月をあなたがたに

役立たせ、両者は飽きることなく（軌道を）廻り、また夜と昼をあなたがたの用に役立たせられる。またかれはあなたがたが求める、すべてのものを授けられる。たとえアッラーの恩恵を数えあげても、あなたがたはそれを数えられないであろう。人間は、本当に不義で、忘恩の徒である』（クルアーン 第14章32-34節）

これらの章句は、神が人間に恩恵として与えられた富の起源について描いたのち、それが人間を満足させ、『また彼はあなたがたが求めるすべてのものを授けられる』とあるように、彼の要求を実現させるのに十分であり、同時に現実の問題が、自然の貧しさや、それが人間の要求に応ええないために生ずるものではないことを確言している。むしろそれは、最後の章句『人間は本当に不義で忘恩の徒である』が断言しているように、人間自身から生じるものである。富の配分における人間の不正と、神が人間に恩恵として施したあらゆる資源を完全に利用しないという、恩寵にたいする忘恩の二つが、歴史が始まって以来不幸な人間が直面してきた問題の原因である。だが問題を人間的観点から解釈するだけでも、公正な配分関係を作りだし、自然利用のためにあらゆる物質的力を動員し、すべての自然の宝を発見することにより、この問題を克服し、不正と恩恵にたいする忘恩を解決しうるのである。<sup>(1)</sup>

注

(1) 「イスラーム経済論」第一部参照

### Ⅲ 生産と配分との関係

生産様式と配分関係の間に関連性が存在するであろうか。

これは経済思想の水準で、イスラームとマルクス主義が基本的な相違を見せている問題である。

マルクス主義はこの関係の存在を確信し、あらゆる生産形態は、発展の法則に従って特殊な配分と関わっていると考える。その配分は特定の生産様式に調和し、その成長と発展に随伴するような種類のものである。もし生産がその活動において、以前の様式が課していた配分関係とは一致しない新しい様式を採用すれば、その配分関係は厳しい矛盾と闘争ののち、支配的な生産様式に調和しその拡大、活躍を助けるような、新たな配分関係に場を譲ることを余儀なくされる。つまりマルクス主義は、配分制度がつねに生産様式に従属し、その必要に従って形成されると考えるのである。この従属は歴史の厳然とした自然法則であり、それを他に置きかえることも、修正することも不可能である。したがって人間生活における基本的問題は、生産し、たえず生産を増大させるということになる。生産者はいかに分配するか。生産手段の所有権を与えられるのは誰か。配分は奴隷制的所有にもとづいてなされるのか、あるいはイクター制的所有か、ブルジョワ的所有、プロレタリア的所有によるのかといった事柄すべては、生産それ自体の利益が決定する。したがって生産はあらゆる歴史的段階において、その枠組の中で発展を可能にする一時的な配分形態を採用する。

われわれは「イスラーム経済論」の第一章で、このようなマルクス主義理論を詳細に研究し、理論とは逆の諸結果を検討してその哲学的、科学的弱点をとりあげ、それが歴史の解釈にあたり欠陥をもつ点を証明した。同時にわれわれは上述の研究において、この理論に関するイスラームの立場と、それが配分の生産様式にたいする従属を拒否する点を明らかにしたはずである。

### 生産の公正な配分の保証にたいする方向づけ

マルクス主義は主張するような配分の生産様式への従属と、歴史の自然法則により生産様式に応じて配分が調整されると主張しているが、イスラームがそれを否定するさい決して配分と生産様式との関係を断ち切っている訳ではない。しかしイスラームの見解によれば、配分と生産の関係は、自然の法則に従う従属的な関係ではなく、むしろ思想が義務づける関係であり、マルクス主義理論が配分は生産の必要に即して形成されると主張するようなものではなく、配分のために生産が制限されるような関係である。

この関係に関する理論は次の諸点に基礎をおいている。

第一に、イスラーム経済の主張する生産原理は、いつ、いかなる場所でも揺るぎなく、確実なものであり、それに関しては電気と原子力の時代も蒸気機関の時代と変わりがなく、蒸気機関の時代も風車や手作業の時代と変わらない。例えばこれらのどの時代においても、次のような原理、すなわち労働の成果を獲得するのは労働者の権利である、は正しい。

第二に、個人が実践する生産活動は、この普遍的原理を配分に応用する一段階とみなされる。死地の開墾、泉の発見、樹木の伐採、鉱物の採掘等のすべては生産活動である。しかし同時にそれは、生産財の配分にたいする普遍的原理の適用と直結している。このように生産の領域は、配分の原理が適用される場合なのである。

第三に、生産はその水準が高まり、その手段と能力が増大すると、自然にたいする人間の支配力も増大し、生産力を備えた個人は、それ以前に彼に与えられていた領域よりも広い範囲で活動を行なうことが可能となる。

以上の諸点からわれわれは次のような事実を認める。つまり生産の発展と生産力の増大は、実践的な生産活動を通じて人間に、適用段階で配分の普遍的原理を次第に独占的に活用する機会を与える。そしてこのような独占的活用は、普遍的均衡とイスラームの社会正義の理想に危機を及ぼす程度にまで

達する可能性がある。

この点に関して、土地の開墾を例にとってみよう。手工業の時代には、人間は広大な土地を開墾することが不可能であった。彼は機械に先行する時代の道具をもって、きわめて限られた部分しか開墾することができなかった。したがって理論的には、彼が広大な土地を耕すために特別な手段を講じたとはみなされない。それゆえ適用の段階で配分に普遍的原理を濫用することは不可能であったし、また開墾者に開墾した土地の権利を与えるという原理に従っても、彼が膨大な土地を所有することは不可能であった。しかし機械の時代には、個人はその膨大な土地を開墾する能力と、応用の段階で普遍的原理を濫用する能力を与えられる。したがってこのような状況のもとでは、その応用をイスラームにおける社会正義の理想に合致する方向に向かわせねばならない。

イスラームにおける生産と配分の思想的関係はこのような点から生じている。それは本質的には、特定の方向性をもつ適用の思想に関連する。その思想は、配分の原理を適用する活動として、配分の公正さと、イスラームの理想、その目的に調和することを保証するよう生産を限定する。

イスラームは配分に相応しいかたちで生産を限定するように方向づけられた応用の思想を、支配者に原理の応用を制限するために干渉する権限や、配分原理を悪用する活動を禁ずる権限を与えることによって具体化している。われわれが提示した土地の例において支配者は、社会的公正にたいするイスラームの考えに従い、また以下の研究で詳細に検討する国家の干渉の原理が定めているように、一定の条件下でのみ個人の開墾を禁止する権限を有する。

以上でわれわれは生産の発展と増大が、原理の本質を侵すことなく、支配者に生産の方向づけのために干渉し、配分に関する普遍的原理の適用領域を限定する義務を課すことを認めた。

これは次のようなことを意味するものであろう。つまり適用の方向づけに関して国家に許される干渉の原則は、イスラームがそれにより配分における

普遍的原理の有効性を保証し、同時にいついかなる場所においても、それが社会的公正をめぐるイスラームの考えと調和することを保証した原理に他ならない。

## Ⅳ 生産と流通との関係

一般に認められているように生産とは、自然と人間の需要により好ましいかたち<sup>(1)</sup>に発展させる活動である。

そして流通とは、物理的意味においては、品物がある場所から他の場所へ移動させることであり、われわれの意図する法律的意义においては売却等の交換契約によって成立する商取引の総体を指す。

物理的意味における流通が、一種の生産活動であることは明らかである。富のある場所から他の場所への移動は、多くの場合新しい有用性を創り、ものを人間の需要にとってより好ましいかたちに発展させるとみなされる。その場合移動が、地中深くから地表に原料を移動させるというかたちで生産活動がなされる採掘業のように垂直的であっても、あるいは商品を消費者の近くに移動させ、彼らの手の届くところに準備するといった水平的なものであっても、ものの移動は人間の需要にとってより好ましいかたちへの一種の発展である。

法律的な意味における流通、つまりわれわれが商取引に認めるようなある個人から他への権利あるいは所有権の移動に関しては、法的活動としてその概念が把握され、同時にそれと生産との関係が思想的基盤に立って規定されなければならない。

したがってわれわれは、生産と流通の関係についてのイスラームの見解と、その一般的な思想的主張の中で両者を結びつける関係の性質を検討することになる。

流通ならびに流通と生産の関係についてのイスラームの思想的概念は、たんにその思想的総体の一部を成すのみでなく、流通の分野での公的政策の編成、状況に応じて対応するようイスラームが国家に任せた自由裁量部分の政策決定において、重要な役割を演ずる。

注

(1) 経済学の慣用的表現では、新しい有用性の創造、である。

生産を定義するあたりこの表現を選んだのは、慣用的表現でそれを定義する人々が、意図されない一般化に陥るからである。また有用性をものにおける形容であり、ものをなんらかの必要を満足させるのに適したかたちにする、と解釈しているからである。彼らは以下のように主張する。この形容は主観的形容でも、ものにおける客観的形容でもない。それはただものにたいする欲求から生ずる。たとえその欲求が、麻薬が伝染病の予防に効果があると誤って信じこんだ場合のそれにたいする欲求のように、誤りに立脚していてもである。

この種の生産と有用性の定義は、生産の中でまかり通っている。予防や治療に関する個人の仕事は、特定の物質の効用をもって民衆を満足させることにある。この仕事は、個人が経済活動という意味ではその物質になんら手を加えないにもかかわらず、新しい有用性を創り出し、一般的欲求を満足させるかたちでその物質を享受させるのである。

これが慣用的定義が陥る一般化である。したがってわれわれは次のように定義した。生産とは、人間の需要にとりより好ましいかたちに自然を発展させる活動である。したがって生産に伴う労働の利得は、その有用性の創造と、自然へのなんらかの働きかけによるものである。

### イスラームの流通観

諸概念や規範の源となる典拠やその公的な法制化の研究から明らかになることは、イスラーム的原則によれば流通は生産の一部門であるということである。したがってそれは、一般的な生産の分野から切離されるべきものではない。

われわれはここで、流通の歴史とその具体的な発展の経過ばかりでなく、それを生み出した客観的需要と完全に一致する多くの典拠、規範を検討しながらこのイスラームの概念を明らかにすることにしよう。

個人が単純な必要を充足するにあたり、自分が直接生産するものに通常満足していた社会にあっては、広範囲にわたる流通は存在しなかったというの

が大方の考えである。というのは、このような自己充足の枠内に生きる人間は、おおむねなんらかの流通、交換を利用して他の人の作った品物を手にしたいとは思わないのである。人間の生活における流通は、労働の分割の結果生じた。各人は生産の一定の部門を受持ち、その部門で彼が必要とする以上のものを大量に生産し、交換という手段を通して、他の商品の生産者から自分が必要とするものを手に入れることになった。他人の生産品を手に入れるために、自分の生産品のうち彼らが必要とするものを与える訳である。需要の多様化と増大が、この種の分業をおしすすめ、その結果流通が拡大し、それが人間の生活に広い範囲で影響を与えるようになった。

例えば小麦の生産者は、もっぱら小麦の生産に従事し、彼が必要とする羊毛については、小麦を必要とする羊毛の生産者に、必要とする以上の余剰の小麦をもっていき、一定の小麦と引換えに望みの量の羊毛を手に入れることになる。

この場合以下のことが観察される。つまり小麦の生産者は直接消費者に出会っている。また羊飼いは羊毛の生産者として、流通活動においてなんらの仲介なしに、羊毛の消費者と接触している。要するにこの場合の消費者は、裏を返せばつねに生産者なのである。

だがそれ以後流通が発達し、生産者と消費者の間に仲介者が存在するようになった。羊毛の生産者は、先のわれわれの例のように、直接小麦の生産者には売らないようになり、両者の間に仲介の役割を果たす第三者をたてた。この第三者は、自分の個人的必要のために消費する目的ではなく、それが消費者たちの手に渡るよう大量に羊毛製品を買いつけるのである。小麦の生産者は、まず羊毛の生産者と接触する代わりに、市場に羊毛を並べ、売る準備をしたこの仲介者に会い、彼から買い入れることに同意するのである。ここから商取引が発生し、仲介者は、生産者と消費者から多くの時間と労力を省くようになった。

この観点から次のようなことが明らかになる。すなわち流通あるいは所有

権の移動に関しては、二つの役割、つまり生産者に直接出会う役割と、商人という仲介者の役割のいずれにおいても、生産労働が、財産の所有権を他者に譲りその代価を手にする者に先行している。第一の役割においては、羊毛の生産者は自ら羊毛の生産活動を行ない、やがてそれを売り、代わりにその所有権を他者に譲渡している。第二の役割においては、仲介者は羊毛を市場に移し、それを保管して、消費者が望む時に手に入るよう準備する活動を行っている。これは先ほども検討したように一種の生産である。

このことは、財産の所有権を他者に譲渡させる代償として売手があげる利益 — ここでわれわれが利潤(りづつ)と呼ぶものであるが — は、売手が行なう生産的労働の結果であり、所有権譲渡の活動それ自体の結果ではなかったことを意味するものである。

しかし利己的動機が商業を支配すると商業は一段と発達したが、同時にそれが健全な客観的必要にもとづく自然の状態から逸脱する傾向をもたらした。特に近代の資本主義時代においては、そのことから多くの場合、生産からの流通と交換の乖離が生じた。そして所有権の移動は、予めそれに携わる者がなんの生産的労働も行なうことなく、それ自体を目的とする活動となり、純粹に利益や利潤めあての活動となった。生産の一部門として利益、利潤の源であった商業は、これゆえにたんに所有権移転にまつわる法律的活動を行なうだけでそれを獲得するような源となった。このことから資本主義下の商業に関して次のような事実が明らかになる。すなわち生産者と消費者の間にくる仲介者の数が増えるにしたがって、特定の財にたいする所有権移転の法律的活動も増大する。それは、できるだけ多くの資本主義的商人が、その活動の利潤や利益を手にするだけのためのものである。

イスラームが流通活動におけるこの資本主義的逸脱を拒否するのは当然である。それはすでに述べたように、交換に関するイスラームの概念や、交換を生産の一部とみなすイスラームの理論に反するものだからである。それゆえイスラームは、独自の流通理論によってそれに関する諸問題の解決をはか

り、たえずそれを秩序立て、交換契約を法制化するさいに、流通が法的に生産と決定的に乖離しないような方向づけを行なう。

#### （流通）概念に関する思想的典拠

流通に関するイスラームの概念<sup>(1)</sup>の特質が明らかにされた現在、この概念をイスラームの思想的典拠や、上部構造がシャリーアに組み入れている一連の規定や法規のうちに概観するのはたやすい。

この概念を反映し、流通に関するイスラームの見解を規定している思想的典拠の一つとして、アリーがエジプト大守マーリク・アル＝アシュタルに宛てた書簡がある。アリーは彼に仕事のあり様を示し、イスラームの概念を明らかにしている。「つぎに商人と技術者に十分な配慮を寄せ、彼らの世話をすることだ。彼らのうち成功している者も、財産に困っている者も、口腹を満たしている者も、有用の徒、便宜の提供者であり、人が寄り集ったり、敢えて行くこともできない遠隔地や人里離れた場所から、陸路、海路、平地、山地を通して商品を輸入するのである。」

この典拠から、商人たちが技術者、つまり生産者と同列に置かれ、彼らすべてが有用の徒とみなされていることは明らかである。技術者と同様、商人も有用性を創造するのだから。商人が創造する有用性や、彼らが行なう活動は、人がそこに寄り集ったり、敢えて行くこともできない遠隔地や、人里離れた場所から財を輸入することで説明される。

このようにイスラームの見解においては、商業は生産、実りある労働の一種である。またその利益は、本来その（ような労働の）結果であり、たんなる法律的活动の結果ではない。

流通に関するこのイスラームの概念は、たんに理論的なものではなく、一般かつ具体的な側面をもっているのである。なぜならばそれは、すでに指摘したように、国家がその権限の範囲内で、自らに委ねられた自由裁量権を行使するさいの基本を提示しているのだから。

注

(1) この種概念は、イスラームの規範と区別するため「イスラームの方向性」という語で表現した方がよいかもしれない。

### 概念を反映する法制的方向性

流通に関するイスラームの概念を反映する規定や法制に関しては、以下にあげる多くの法的典拠や法学上の見解の中にそれらを見出すことができる。

(1) アル＝ウマーニー、アッ＝スッドウーク、第二の殉教者、アッ＝シャーフイーその他多くの法学者の見解によれば、商人は、例えば小麦を買いつけてもそれを実際に手に入れていなければ、より多額の値をつけて売却するという仕方で利益を得ることは許されない。イスラーム法学においては、(権利)移転の法的行為は契約そのものによって完了し、その後になされるいかなる具体的行為にも依存することはないが、商品を実際に手に入れてのちに初めて売却が可能となるのである。すなわち商人は、小麦を手に入れたくとも契約にもとづきそれを所有することになるが、それにもかかわらず財を実際に手に入れないかぎり、それをもとに商取引したり、利益をあげるとは許されない。それは商業利益を労働と結びつけ、商業が法的行為のみから利益を生み出すような状況を回避するためである。

多くの法的典拠の中に、次のような見解を示すものが見られる。アリー・イブン・ジャアファルの伝承にこうある。「彼は食物を売買しようとする人物について、イマーム・ムサー・イブン・ジャアファルに尋ねた。『食物を実際に手に入れる前に売っても構わないでしょうか』するとイマームは答えた。『もしも利益をあげようとするならば、手に入れるまでは売ってはならない。だがもしタウリヤ、すなわち利益なしで買った時と同じ値段でそれを売るならば、構わない。<sup>(1)</sup>』」

大学者アル＝ヒッリーは『タズキラ』の中で言っている。「われらの学者たちはみな、あらゆる商品に関して実際に手に入れていないものを売ること

を禁じた。<sup>(2)</sup>」

またイマーム・アッ＝シャーフィイーは言っている。「われわれは次のような見解を採用する。すなわちなんであれ品物を買う者は、それを実際に手に入れるまでは売ってはならない。<sup>(3)</sup>」

これに関しては、ハナフィー派の法学者たちも同様の見解をとっている。<sup>(4)</sup>

#### 注

(1) アル＝フル＝ル＝アーミリー・ムハンマド・イブヌル＝ハサン著『アル＝ワサーイル』第12巻、389頁。

(2) 『タズキラト＝ル＝フカハーウ』石版、第1巻、売却の章、取得の項の結語、第1の問題。

(3) アッ＝シャーフィイー著『アル＝ウンム』第3巻、69頁。

(4) アル＝ジャジーリー著『四法学派の法学』第20巻、224頁。アル＝マルギーナーニー著『アル＝ヒダーヤ』第3巻、59頁。

(2) アル＝イスカーフィー、アル＝ウマーニー、アル＝カーディー、イブン・ザフラ、アル＝ハラビー、イブン・ハムザ、マーリク等多くの法学者の見解によれば、商人がその値の金を支払い、期日指定の先物買いで財を買いつけた場合、その期日がやってきても実際に手に入れるまでは、買いつけたものをより高額で売ることはできない。つまりもしも誰かが耕作者から小麦を買いつけ、一カ月後にその額の小麦を引渡すと両者が同意し、実際に彼がその金額を耕作者に支払っても、彼は小麦を手に入れるまでは一カ月が過ぎてもそれを売ったり、新たな利益を得るために法律上の（権利）移転を行なうこともできない。ただ買った値段と同じ額でその財を売ることができるだけである。<sup>(1)</sup>

イブン・クダーマは次のように書いている。「ムスリムが品物を手に入れる前にそれを売ることに関しては、その禁止に意見の相違があるのを耳にしたことがない」<sup>(2)</sup>

このような見解の持主たちは、多くの伝承に依拠しているが、ハディースの中に次のようなものがある。「信徒の長アリーは言った。『期日指定の先物買いで食物あるいは飼料を買い、その条件が整わないうちに金を得る者は、その元金しか手にしてはならない。そうすれば彼らは不正を犯したことになる<sup>(3)</sup>。』」他のハディースには次のようにある。「ヤアクブ・イブン・シユアイブからの伝承であるが、彼はある人物についてイマーム・アッ=サーディクに尋ねた。その男は小麦と棗椰子のために100ディルハム支払った。ところでその期日が来たときその所有者がやってきて言った。『神かけて、私の手許にはあなたに渡すべきもののうち半分しかありません。だからもしよろしければ、あなたが権利のあるもののうち半分を小麦で、半分をお金で取ってください。』そこでイマームは答えて言った。『もし彼が、所有者に払ったと同じ金額、すなわち100ディルハムを所有者から手にするならば構わない<sup>(4)(5)</sup>』

#### 注

(1) ナジャフの法学者、シャイフ・ムハンマド・ハサン著『イスラームのシャリーア注釈のためのジャワーヒル=ル=カラーム』石版、第四巻、売却の書、第11章参照。マールクについては、イブン・クダーマ著『アル=ムグニー』参照。

(2) イブン・クダーマ著『アル=ムグニー』第4巻、270頁。

(3) アッ=シャイフ=ル=アー=ミリー著『アル=ワサーイル』13巻、76頁。

(4)(5)これらの諸典拠は明確な判断を示しているが、それらが中で述べられている禁止事項を目的としているならば、購買者は現物を手に入れる前に期日が来ても、予め買いつけたものをより高額で売ることは禁じられる。だが売手が期日に買手に商品を引渡さなかった結果、買手の（契約）撤回の権利にもとづいて契約が破棄されたため、典拠が買手の権利を明白にしようとしているとみなすならば、事情は異なる。その場合典拠の禁止の意味は、買手が予め買いつけた商品を期日に受取らず、契約が破棄された場合、買手は以前に売手に渡したと同額の金を取戻すことができるというだけである。このように解釈すれば、品物を手に入れる前に、より高額の値で売却することを禁止する証拠は典拠の中には残されていない。

(3) 預言者の多くの言行の中には仲買いを引受けること、定住民が遊牧民のためにものを売ることを禁止している箇所がある。ハディースの中に次のようなものがある。「神の預言者は言われた。『あなた方の誰も自分の町の外での商取引を引受けてはならないし、定住民は遊牧民のためにものを売って<sup>(1)</sup>はならない。』」

アッ＝シャーフィイーはジャービルから聞いたとして次のように伝えている。「預言者は言われた。『定住民は遊牧民のためにものを売ってはならない。たがいに糧をわかちあうよう人々にすすめるのだ。』」またアッ＝シャーフィイーはアブー・フライラからの伝承として、預言者が次のように言ったと伝えている。「商品<sup>(2)</sup>を引受けてはならない。」

仲買いを引受けるとは、品物の所有者が町に入ってくる前に、商人が彼らから品物を買いつけるために町の外に出て、その後町に戻り人々にそれを売りつけることである。定住民が遊牧民のためにものを売るとは、果実、ヨーグルトその他の生産品を持って町にやってくる村人の仕事を、町の商人が代理をして彼らからその産品を買ひ、それらを売ったり、それで商取引をすることである。この二つの行為の禁止は、われわれが明らかにしようと試みているイスラームの方向性の特質を含んでいる。すなわちこの禁止は、仲介者とその招かれざる役割の撤廃を意図している。仲介者は、商品の所有者と消費者を直接に対面させず、両者の間に介入して利益をあげるのである。イスラームはこの種の仲介を歓迎しない。なぜならばそれは、商業行為のもつ生産的意味あいをなんら示さず、たんに利益のためだけの交換を目的とする虚偽の仲介だからである。

注

(1) アル＝フッル＝ル＝アーミリー著『アル＝ワサーイル』第12巻、326－327頁。

(2) アッ＝シャーフィイー著『アル＝ウンム』第3巻、92－93頁。

### 誰のために生産するのか

この問いに関しては、まず資本主義の立場を示し、それとイスラームの立場を比較することにより、イスラームの見解の明確な特質、顕著な特徴を明らかにしたい。

### 資本主義の立場

資本主義の思想は、生産の方向づけにおいて、自由市場における需要と供給の法則が規定する価格体系に依存している。資本主義の自由経済は、個人が運営し、個人の意志のもとにある私的企業を基盤に成立しているからである。各個人は、自らの安寧と最大限の利益を獲得しようとする欲求にしたがって企業を運営し、生産計画をたてる。各個人の生産と活動の方向づけを左右するのは、利益にたいする感覚である。利益は市場における価格の動きに応じるので、企業主が商品の値上げを通告するさいには、彼は十分な利益をあげてを期待して生産を増大させる方向にむかう。正常な状況において、市場の商品価格の上昇は、商品にたいする需要の増大を反映している。これにより資本主義は、生産と需要のつながりを保証するのである。それというのも利益は生産を促し、価格の上昇は資本主義企業に利益の期待を与え、需要の増大は価格の上昇をもたらすものだからである。そして生産は最終的に、消費者の側に依存するようになり、需要の増大と価格の上昇で表現される消費者の必要に応じて左右されることになる。この観点から資本主義は、誰のために生産するかという問いにたいして、次のように答える。生産は消費者と彼らの必要のためである。それはあらゆる側面、方向においてこれらの必要と合致している。

### 資本主義にたいする批判

以上は資本主義の生産の外面的な姿、つまり資本主義者たちがその体制の

下での生産と需要の両ライン、両者の一般的な動向の一致と調和を証明するために、資本主義的生産を素晴らしい枠組の中で示そうとした輝かしい姿である。

しかしこの姿は、部分的には真実であるが、資本主義体制下の生産と需要の明らかな矛盾を隠すことはできない。それは生産と需要の間の多くの輪からなる鎖の関連性を説明してはいるが、需要の意義は規定しておらず、生産を支配し、商品価格の値上げを通じて生産と対峙する需要に関する資本主義の解釈を明らかにしていない。

事実、資本主義的な意味における需要は、ある種の必要にたいする人間的表現というよりは、金銭的な表現である。しかしそれは需要の特殊な一部、つまり市場において商品価値の上昇をもたらすような需要でしかない。それは購買力を享受し、需要の充足を可能にする金銭的資力を所有しているといった需要なのである。他方資本主義市場に侵入することができず、それ自体に価格がないために商品の価格上昇と関わりのない、金銭力を欠く需要に関しては、いかにそれが緊要、不可欠で、一般的に重要なものとされても、無視されたままである。なぜならば需要は、需要者がさし出す金銭によって証明されなければならないからである。この証明がなされないかぎり、たとえ真に人間的現実や緊急の必要性から生じるものであっても、それは生産に関わる権利をもたず、資本主義下の経済生活においてなんらの影響力もない。

需要に関する資本主義のこのような概念を知るだけで、自由経済の追従者たちが、必要と需要に十分即しているとして資本主義的生産の周囲に織りなす黄金の夢は、突如として雲散霧消してしまふ。なぜならば資本主義社会における購買力は、国の資源を支配する幸運な少数者の許でかなり高度であり、それ以外の者の間では低下し、資本主義社会の大多数を形成する下層階級においては頭著に落ちこんでいる。資本主義の思想的観点に即していえば、このような著しい購買力の相違の結果、膨大な購買力をもつ者の需要がもつばら生産の方向づけを行ない、生産にむけての彼の意志を決定する。それは企

業主たちをかりたて、それがもたらす価格の上昇ゆえに彼らに涎を流させるが、他方一般大衆の日常の需要は、この魅惑的な購買力が欠如しているために、このようなことから除外されているのである。

膨大な購買力を享受する需要が、資本主義の市場から、あらゆる必需品や奢侈品、娯楽道具や贅沢品を手にしうる反面、貧しい需要は、必需品すら満足に手に入れることができない。このような状況はやがて資本主義企業が贅沢な需要、あるいは手をかえ品をかえ、次から次へと際限なく新たな奢侈品や娯楽、歓楽の道具を求める貪欲な欲望を満たすために、その全エネルギーを動員する事態をもたらす。他方必需品や日常品を求める大多数の人々の需要は、資本主義の生産において無視されたままであり、せいぜい大きな労働力をもつ限られた部分でしか作用しない。このように資本主義市場は種々の奢侈品や贅沢品で満たされているが、時としては、すべての人々を完全に満足させるに十分な量の必需品を欠くことがある。

以上が生産に関する資本主義の立場であり、その動向を規定するさいに依存する方法である。

### イスラームの立場

イスラームに関しては、その立場を以下の諸点に要約することができる。

(1) イスラームは、あらゆる個人が必需品を手にすることができる量の商品を生産することにより、社会のすべての個人に必需品を十分に獲得させることを社会的生産の任務としている。必需品が十分な水準に達せず、最低限であるかぎり、それを満たすことのできるエネルギーを、生産分野から他の分野にさし向けることはできない。この種の必要のための経済力や財力は別として、必要そのものが、生産活動において積極的な役割を果たすものなのである。

(2) またイスラームは、社会的生産が浪費をもたらさぬよう義務づけている。生産活動の過程を通じて、それが個人的な行為であれ、社会の公的行為

であれ、浪費はイスラーム法において禁じられているからである。(例えば)個人が家内の清掃に香料を用いることは浪費として禁じられる。しかし同時に社会、また別の表現でいえば香料の生産者が、社会の必要や消費、商業的能力を超える量の香料を生産するといった過剰な生産は、一種の浪費として禁じられる。財産の浪費がこれに当たることはいうまでもない。

(3) イスラームは、以下にあげる理由によりイマームが生産に干渉するのを容認する。

第一の理由は、必需品生産の最低限と、超えてはならない最大限を国家が保証するためである。合法的な支配者が中央から指針を与えることなしに、私的生産企業が企業主の意図のままに運営されると、複雑で巨大な生産の時代においては、社会的生産が無視され、一方では浪費と過剰がもたらされ、他方では(生産)の最低水準の維持が無視される結果になることは明らかである。したがって監督と方向づけにより、社会的生産をこれら両極の間で運営する保証がなければならない。

第二の理由は、それが必要な場合、自由裁量権を用いて欠陥を補うためである。自由裁量の領域は、その性質上あらゆる種類の合法的な活動を含んでいるので、支配者はこれらの活動に干渉し、イスラーム経済の公的目的に任せてそれを規制する権限をもつ。この自由裁量の領域の詳細、その限界、その役割については、のちに検討することにしてしよう。ここで考慮すべき点は、自由裁量を行なう支配者に与えられた権限は、生産活動に干渉し、それを監督し、国家に委ねられた自由裁量の範囲内でそれを規制する権利を彼に与えているということである。

第三の理由は、イスラーム法が、手を加えられていない自然の富の配分に関して、その性質上、経済生活全般に干渉、統制する余地を国家に付与している点にある。この件に関してイスラーム法は、上部構造のあるものについて言及した法学者の言葉が示しているように、手を加えられていない自然の富の所有と、それにたいする特別な権利の取得の基本的条件が、直接の労働

にあるとしている。これは、個人が直接に（労働によって）その権利を獲得しないかぎり、いかに彼が大プロジェクトを行なって自然と公的資源を利用する能力があっても、その性質上、彼はそれを行ないえないことを意味している。手の加えられていない自然の富の生産や鉱業といった部門は、合法的な政府当局からの組織化がなされるべきなのである。それによってこれらの資源を活用する大プロジェクトが設立され、その成果をイスラーム社会に奉仕させることができるからである。

国家が鉱業、第一次原料生産の統制を完了すると、つぎに間接的にはあるが、経済生活における生産のさまざまな支流、支部をも支配することが可能になる。それらはおおむね鉱業や第一次原料の生産を基盤にしているからである。したがって支配者は、生産の第一の、基本的段階、すなわち原料の生産を統制することにより、種々の生産の支部に間接的に干渉することが可能になる。